

豊島区 令和7年度
当初予算案プレス発表
主な事業一覧

目次

1 地域と共に支えあう安全・安心なまち

女性の視点による救援センターの環境改善	1
救援センター等備蓄物資の拡充	2
区有施設エレベーターへの防災キャビネット設置	3
防災士資格取得助成の拡充による救援センターの強化	4
家具転倒防止器具購入及び設置助成	5
人と動物の共生（ペットの災害対策の強化）	6
デジタルサイネージを活用した災害時の情報発信【区民提案】	7
防災を楽しく学ぶ体験型イベント【区民提案】	8
防災街区整備事業（池袋本町四丁目1・2番街区）	9
地域区民ひろばコミュニティカフェの運営	10
町会活動のデジタル化促進【区民提案】	11

2 子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち

朝と帰宅時の見守りの全校実施	12
不登校対策の強化	13
電子黒板の整備	14
中学校指導者用デジタル教科書導入	15
学校プール遮熱対策	16
千川中学校複合施設の整備	17
朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校と総合体育場の整備	18
駒込地域仮校舎の整備及び駒込中学校の改築	19
産後ケア事業の拡充	20
産後ドゥーラ利用助成の拡充	21
保育園の連絡手段のオンライン化【区民提案】	22
子ども・若者の居場所づくり	23
児童養護施設等の誘致	24
多世代近居・同居のための費用等助成	25
子育てファミリー世帯家賃助成の拡充	26
区営住宅等の再整備	27

3 生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち

池袋保健所の本移転	28
在宅医療・介護連携の推進	29
高齢者の服薬相談及び残薬整理相談	30
おたふくかぜワクチン2回目任意予防接種一部助成	31
小児インフルエンザ任意予防接種一部助成	32
帯状疱疹ワクチン任意予防接種一部助成	33
新型コロナウイルスワクチン定期予防接種助成	34
子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種延長対象者助成	35
コワーキングスペース設置運営と区民の健康増進	36

4 豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち

高校生相当までのスポーツ施設利用料の無料化	37
スポーツ施設の無料開放（子どもの居場所・遊び場）	38
としま文化の日の推進	39
音楽によるまちづくり推進（としまミュージックサークル）	40
上池袋図書館の長寿命化改修	41
千早図書館の改築	42

5 活気とにぎわいを生みだす産業と観光のまち

区の魅力・活力のPR推進	43
商人まつりへの補助	44
商店街プレミアム付地域商品券補助	45
商店街街路灯補修補助	46
空き店舗活性支援	47
銭湯利用の促進	48
中小企業支援	49

6 共につくる地球にも人にもやさしいまち

民間事業者等による公衆喫煙所設置等への助成	50
コンテナ型公衆喫煙所の整備	51
小・中学校等における再生可能エネルギー電力の導入	52
エコ住宅・エコ事業者普及促進	53
環境教育・啓発	54
自治体間連携によるカーボン・オフセット事業、 交流都市からの再生可能エネルギーの調達	55

7 誰もが居心地の良い歩きたくなるまち

池袋駅周辺まちづくり事業	56
公園等の再構築	57
第三次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の策定	58

デジタル化促進

LINE を活用したオンライン申請等プラットフォームの導入【区民提案】	59
議会映像ライブ配信の拡大	60

事業名	女性の視点による救援センター※の環境改善
セールスポイント	・ 女性の視点を取り入れた救援センターの備蓄品の拡充。 ・ おりものシートなどの衛生用品の新規購入。 ・ 救援センターに安心して避難できる環境づくりを促進。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 災害時における避難所での生活は、環境の変化から体力や免疫力の低下、心的ストレスなどによる健康への影響が懸念される。避難者の心身の健康を維持するためには、十分な備蓄や、避難しやすい環境づくりが重要である。しかし、過去の災害では、備蓄品の不足による避難所の生活の過酷さが報道され、とりわけ女性ならではの衛生用品などの不足が問題視されている。本区においても、水・食料や必須の衛生用品等については、備蓄をしているが、女性向けの備蓄や高齢者などの要配慮者向けの備蓄が十分でない状況であった。 そこで、令和6年度に立ち上げた女性の視点からの防災PTによる、救援センターに備蓄すべき品目の提案をもとに、区内在住、在勤の女性にアンケートを実施した。アンケートの結果、票が多く入った備蓄品について購入する。購入品目については、女性向けの備蓄品のみならず、蓄電池、携帯用充電器などの避難者全体のための備蓄品も含まれている。 2. 目的 ① 避難者の衛生環境の改善 ② 避難者の健康確保 ③ 救援センターの環境改善 3. 内容 以下の備蓄品を購入し、各救援センターに配備する。 【購入品目】 ① おりものシート ② からだふきシート ③ 防犯用ホイッスル ④ 蓄電池 ⑤ 携帯用充電器・コード ⑥ 保湿クリーム ⑦ 使い捨てカイロ ⑧ 尿漏れパッド ⑨ ゴミ袋 ⑩ 洗濯ばさみ・物干しラック ※救援センター…避難所のこと。被災時に住民が避難生活をする場所であるほか、拠点基地としての機能を持つ	

事業費	3,125 万4千円	うち新拡分事業費	3,125 万4千円
------------	------------	-----------------	------------

事業名	救援センター等備蓄物資の拡充
セールスポイント	・ 国や都の基準を踏まえ、救援センターに必要な物資の充実を図るとともに、福祉救援センターについても、避難者の特性に応じた物資の充実を図る。 ・ 救援センターや集中備蓄倉庫に備蓄されている物資を適正に保管するため、備蓄物資の倉庫管理委託を実施し、災害即応体制を確立する。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など	令和4年5月の首都直下地震における被害想定の見直しを受け、令和5年5月に「東京都地域防災計画」が修正された。国や都の基準を踏まえ、本区においても発災初期に必要な食料、飲料水、生活必需品、感染症対策用品、防災資器材等の品目や必要数を精査し、「豊島区備蓄物資計画」を策定したが、現状、同計画に定められた必要最低限の備蓄物資が確保されていない。 災害時に適切な避難所運営ができるよう、備蓄物資の購入や入替、不用品の運搬・廃棄、毛布のリパック、倉庫管理委託等を実施することで、計画に定めた必要物資を早急かつ適切に配備し、備蓄体制の強化を図る。また、救援センターでの避難生活が困難な方がそれぞれの特性に合わせて移送され避難生活を送る「福祉救援センター」の物資についても同様に強化を図る。
2. 目的	震災時、区民の生命・身体を保護するための地域防災拠点として重要な役割を果たす救援センターや福祉救援センター等の備蓄物資を整備し、災害即応体制を確立する。
3. 内容	【救援センター】 「豊島区備蓄物資計画」で定めた災害時に必要不可欠な物資について購入・配備。 さらに、発災初期に必要な物資の集中備蓄倉庫への運搬、代替品の登場や時代の変化により不要となった物資の廃棄、毛布のリパック等の省スペース化、備蓄倉庫管理委託を実施し、購入した備蓄物資を適正に管理し、災害即応体制を確立する。 【福祉救援センター】 原則、救援センターの物資を流用するが、救援センターから流用できない物資(避難者の特性上、新たに必要となる物資や運営上必要な資機材)について、購入・配備。
4. 対象	区民(救援センター等への避難者や在宅避難者)

事業費	2億5,771万円	うち新拡分事業費	2億2,935万6千円
-----	-----------	----------	-------------

事業名	区有施設エレベーターへの防災キャビネット設置
セールスポイント	・ エレベーター閉じ込め発生時、施設利用者が健康状態を損なうことなく救助を待つことができる。 ・ エレベーター閉じ込め発生時、施設利用者の不安を軽減させることができる。 ・ 防災キャビネットの普及啓発。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」によると、豊島区では人的・物的被害が減少する一方、エレベーター閉じ込め件数は前回被害想定から約3.5倍増加する想定となっている。 地震対策を講じているエレベーターでも、首都直下地震の性質上、閉じ込め発生を防ぐことは困難である。 閉じ込められた方が健康状態を損なうことなく、救助を待つことができる環境づくりの必要性を区民に向けて啓発するために、区が率先してエレベーター閉じ込め対策に取り組む必要がある。 国土交通省でもエレベーターの地震対策の一つとして防災キャビネット設置の協力を求めているところである。	2. 目的 ・ 区有施設利用者の安全確保 ・ 防災キャビネットの普及啓発 3. 内容 ・ 区有施設内のエレベーターに防災キャビネットを設置する。 ・ 利用者数が多い施設を優先し、46施設に計71台の防災キャビネットを3か年計画で設置する。 4. 設置対象施設 以下3項目を満たす施設 ① 区が所有する施設 ② エレベーターを設置している施設 ③ 3階以上の施設

事業費	333万5千円	うち新拡分事業費	333万5千円
------------	---------	----------	---------

事業名	防災士資格取得助成の拡充による救援センターの強化
セールスポイント	・ 救援センター開設・運営にかかる町会の負担、不安の軽減。 ・ 救援センター開設・運営にかかる防災士の拡充。 ・ 防災士による迅速な救援センターの開設・運営の促進。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 発災直後の救援センターの開設・運営は区職員と区民が中心となって行われる。しかし、現状の協力者である区民は高齢の町会の方が中心であることや、町会が中心となって救援センターの開設運営することに対して大きな不安を抱えており、町会から区職員以外の町会を引っ張っていく救援センター開設・運営のリーダー的存在の育成と配置を強く望む声が多数ある。また、現在各救援センターに7名～9名程度の配備職員(区職員)を配置しているが、救援センターの開設が長期化した場合に、人員の不足が想定される。そのため、救援センターで開設・運営を担う防災士を増員する。	2. 目的 ・ 救援センターの開設・運営にかかるリーダー的存在の配置 ・ 救援センターの開設・運営にかかる町会の負担軽減 ・ 区全体の防災対応力の強化 3. 内容 防災士の資格取得助成者を現状の35名(各救援センター1名配置)から70名(各救援センター2名配置)に拡充し、地域防災力の向上を図る。
4. 対象 ・ 豊島区在住の方 ・ 災害時の救援センター開設及び運営にかかる支援をいただける方 ・ 本区が実施する防災訓練その他防災に関する区の活動に協力いただける方	

事業費	79万6千円	うち新拡分事業費	39万8千円
------------	--------	----------	--------

事業名	家具転倒防止器具購入及び設置助成
セールスポイント	・ 購入費用から設置費用まで助成対象とすることで、家具転倒防止対策のさらなる促進に繋げる。 ・ 本事業をより効果的なものとするため、対象者を災害時に特に支援が必要となる65歳以上で構成される高齢者世帯や身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯等とした。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など	近年の地震被害調査によると、地震による負傷者の約3～5割が屋内における家具類の転倒・落下によるものである。地震による家具類の転倒・落下・移動が発生するとことで、「ケガ・火災・避難障害」の3つの危険が生じるとも言われており、家具転倒防止対策を講じることで被害を最小限に抑えることができる。 感染症リスク等も踏まえ、区民に対して在宅避難を推奨している昨今、区としても家具転倒防止対策を推進していく必要がある。
2. 目的	本事業により家具転倒防止対策を推進し、災害発生時の被害軽減に繋げる。
3. 内容	家具転倒防止器具の購入及び設置に要した経費に対し、1世帯あたり最大 15,000 円の助成
4. 対象	災害時に特に支援が必要となる、 ・ 65歳以上で構成される高齢者世帯 ・ 介護保険の要介護 3～5 の方がいる世帯 ・ 愛の手帳の交付を受けている方がいる世帯 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯
5. 助成対象器具	・ つっぱり棒(家具と天井の間に設置して家具を固定する方法) ・ 転倒防止板(家具の前下部に挟み込んで家具の転倒を防止する方法) ・ ベルト式・L字型金具(家具と壁等をベルトや金具等で固定する方法) ・ ガラス飛散防止フィルム(フィルムを貼り、ガラスの飛散を防止する方法)

事業費	150万円	うち新拡分事業費	150万円
-----	-------	----------	-------

事業名	人と動物の共生(ペットの災害対策の強化)
セールスポイント	・ 区内全ての救援センターで屋内避難の“ペット同行避難”が可能。 ・ 全救援センターで、ペット同行避難者を受け入れる体制(資器材・手順等)を整備している。 ・ 同行避難について、動物関連イベントや SNS のほか、紹介動画で広く周知している。 ・ 毎年、2か所の救援センターで「ペット同行避難訓練」を開催していく。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 近年の大規模災害において、ペットがいることで飼い主が避難できないという問題が生じているが、豊島区ではすべての救援センター(避難所)で「ペット同行避難」が可能。しかし区民周知が不足し、認知度が低かった。また、備蓄配備や動物避難所設営手順など、受け入れ態勢が整備されていなかった。 このことから、令和6年度に「ペット災害対策」予算を新規事業として計上し、全救援センター(避難所)における必要資器材の配備や、動物避難所開設マニュアルなどのツールを作成し受け入れ態勢を整備し、豊島区で初めてペット同行避難訓練を実施した。さらに、ホームページに各種ツールや紹介動画を公開し周知する。 令和 7 年度以降は、ペット同行避難訓練を区内各救援センターで展開する。また、SNS やホームページ上の動画等により、同行避難についてさらに周知・啓発していく。 2. 目的 ・ 豊島区はペット同行避難が可能であることの周知 ・ ペット同行避難についての周知 ・ 地域住民による「動物避難所」開設・運営の方法について理解を促進する 3. 内容 ・ ペット同行避難訓練の実施(2か所) ・ 動物避難所で不足する備蓄の追加配備 ・ ペット同行避難について動画及びイベントにより周知 ・ 畜犬登録者全員に送付する狂犬病予防注射勧奨通知でペット同行避難について周知 ※人と動物の共生事業のうち、「ペットの災害対策の強化」に係る新拡分事業費は41万1千円 4. 対象 ・ ペットを飼養している区民、および、ペットの飼養を予定している区民(ペット同行避難の実施方法の周知) ・ 救援センターに避難してくる区民(ペット同行避難についての周知)	

事業費	650万3千円	うち新拡分事業費	291万1千円
------------	---------	-----------------	---------

事業名	デジタルサイネージを活用した災害時の情報発信 
セールスポイント	- デジタルサイネージを活用することで必要な情報を迅速・効率的に発信することができる。 - 日本語のほか、英語や中国語など多言語で情報発信を行う。

事業の内容
1. 事業実施に至った経緯、背景など 区では、災害時、池袋駅周辺混乱防止対策協議会と連携し、現地連絡調整所及び情報提供ステーションを設置し、大型掲示板や拡声器等で帰宅困難者に対して情報発信を行うこととなっており、それに従った訓練等を実施してきた経緯がある。 しかしながら、従来の方法では、多くの滞留者に効率的・効果的に情報発信できない、多言語での情報発信が困難という課題があり、さらなる対策が求められている。 2. 目的 災害時に池袋駅周辺のサイネージやビジョンを活用し、帰宅困難者に必要な情報を迅速・効率的に提供することで駅前での滞留を防ぎ、帰宅困難者自身の安全を確保するとともに、救助・救命活動の妨げとなることを防止する。 3. 内容 - 池袋駅周辺にある区有施設2か所(池袋西口公園・グローバルリング、としま区民センター)のサイネージを活用し、災害時に池袋駅周辺の帰宅困難者に注意喚起や近くの一時的滞在施設の情報等を迅速に発信する。 - 日本語のほか、英語や中国語など多言語でも情報発信を行う。 - 民間施設についても同様に、サイネージの活用について所有者と実現に向けた検討を行う。 4. 対象 池袋駅周辺で想定される帰宅困難者数:26,147人 ※令和4年5月公表 東京都被害想定より算出

事業費	38万5千円	うち新拡分事業費	38万5千円
-----	--------	----------	--------

事業名	防災を楽しく学ぶ体験型イベント 
セールスポイント	・ 遊びながら防災を学ぶことができる体験型のコンテンツを提供 ・ 防災マップの作り方を学ぶ機会(ブース)をイベントで提供 ・ 遊びコンテンツ、防災マップともにマニュアル動画を作成し、区民が活用できるようにする。

事業の内容
1. 事業実施に至った経緯、背景など 【体験型コンテンツ】 防災のイメージは「難しそう」「堅苦しい」と思われており、区民にとって親しみにくい状況である。例年、防災意識の向上を目的に防災フェスなどを開催しているが、体を動かしたりするような機会が少ない。これからの時代を背負っていく、若い世代に防災に対して興味を持ってもらえる機会をさらに増やしていく。 【防災マップ】 区では防災地図を作成しており、自分が避難する救援センターや避難場所など周知をしている。 避難先までの災害時に注意する箇所は年齢・性別など一人一人のおかれた状況で異なってくるため、個別で考える必要がある。 しかし、現在区が発行している防災地図は範囲が広く、区民が簡易に個別の防災マップを作成するにはハードルが高く、個別の防災マップの作成方法も広く知られていないわけではない。自宅から避難所までの簡易に作れる防災マップの作り方を学ぶ機会をイベントで提供し、区民の防災意識向上を図る。 2. 目的 防災意識の向上と自分自身で自らを守る機会(自助)を提供する。 3. 内容 ・ 遊びながら防災を学ぶことができる体験型のコンテンツを提供 ・ 防災マップの作り方を学ぶ機会(ブース)をイベントで提供 ・ 防災地図を分割したデータを作成し、区公式ホームページ等で公開する。 ・ 遊びコンテンツ、防災マップともにマニュアル動画を作成し、区民が活用できるようにする。 4. 対象 区民

事業費	350万円	うち新拡分事業費	350万円
-----	-------	----------	-------

事業名	防災街区整備事業(池袋本町四丁目1・2番街区)
セールスポイント	・ 延焼遮断帯の軸となる都市計画道路とともに、震災時の延焼遮断帯機能に加え、避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどが確保された安全なまちが形成される。 ・ 木密地域の防災性を向上させ都市計画道路事業で移転を余儀なくされた方の受け皿としての共同住宅整備や、駅前の立地を活かした地域生活拠点の形成を実現する。

事業の内容

1. 事業概要

「防災街区整備事業」は、「密集市街地における防災街区の整備に関する法律」に基づき、木造住宅密集地域の防災性・住環境向上を図るべく、土地を一体的・合理的に利用して防災機能を備える建築物等を整備することを目的とし、誰もが住み続けられる安全・安心なまちづくりに資する事業である。本事業は、区内で池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業に続く2番目の事業である。

2. 事業場所

池袋本町四丁目1・2番地区

3. これまでの経緯

- ・ 平成29年6月～平成31年2月 北池袋駅周辺地区まちづくり勉強会
- ・ 令和4年7月～10月 まちづくり勉強会(対象者:宅地所有・借地・建物所有者)
- ・ 令和4年10月～12月 準備組合設立発起人会
- ・ 令和5年1月 池袋本町四丁目1・2番地区防災街区整備事業準備組合設立
- ・ 令和6年12月26日 都市計画決定の告示

4. 事業規模

- ・ 敷地面積 約1,200㎡・延床面積 約5,500㎡
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造・階数 地上11階建て・高さ 約34.5m
- ・ 施設用途 住宅、地域サービス施設、駐車場等・住戸数 約60戸

5. 想定スケジュール

- ・ 令和7年7月 事業計画認可・組合設立認可
- ・ 令和8年1月 権利変換計画認可
- ・ 令和8年7月 新築工事 着工
- ・ 令和10年3月 竣工・引き渡し

事業費	6,573万8千円	うち新拡分事業費	6,573万8千円
-----	-----------	----------	-----------

事業名	地域区民ひろばコミュニティカフェの運営
セールスポイント	・ コミュニティカフェスペースを週 5 日常設 ・ 誰でも使える、人とつながるコミュニティ形成の接点の創出 ・ 若者が区民ひろばを使うきっかけをつくる

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など (1)新たなひろば構想 地域区民ひろばができてから、10年以上が経過し、区民ひろばをこの先も誰もが集える施設として、持続発展させていくにあたり、令和5年より、区民ひろばの今後に向けて方向性を検討する、地域区民ひろばあり方検討委員会が発足。これまでの画一的な公共施設の運営に加え、地域や施設、環境の特性を踏まえ、特色ある区民ひろばの創出を行うこととなった。 (2)3つのモデル事業の一つとしてのコミュニティカフェの実施 新たな区民ひろば構想においては、地域の特性を分析することと並行して、特色のモデル事業を実施することとした。 令和7年度は、「地域で支え合うひろば」「子どもが生き生きと過ごせるひろば」そして、「コミュニティカフェ」をモデル事業として実施。コミュニティカフェは、これまで、「ひろばカフェ」として、曜日替わりで区内5か所の区民ひろばにて、カフェとスマホ教室を実施してきた。今後はコミュニティカフェとして、区民ひろばの理念である、「世代間交流」「地域コミュニティの活性化」に寄与するよう、常設のカフェを特色ある区民ひろばの創出に向けてモデル事業の一つとして行うこととなった。 2. 目的 コミュニティカフェの展開により、課題となっていた若者の利用者獲得を図り、多世代交流の中で世代間をつなぐ役割として、世代間交流を活性化させ、コミュニティ形成を促進させる。 3. 内容 令和 7 年度中に、区内 2 か所の区民ひろばにおいて、週 5 日程度運営するコミュニティカフェを設置、運営を開始する。 4. 対象 誰でも利用可能	

事業費	300万円	うち新拡分事業費	300万円
------------	-------	----------	-------

事業名	町会活動のデジタル化促進 
セールスポイント	・【伴走型支援】町会活動のデジタル化に向けて、各町会の課題や希望に応じた支援を区及び業者と共に丁寧かつ時間をかけて解決する。 ・【次世代支援】LINE WORKS を活用した、これからの町会を担う世代の役員を中心とした情報交換プラットフォームを立ち上げる。

事業の内容	
1. 事業実施に至った背景、目的 少子高齢化や孤立化、さらに近年多発する自然災害リスクの高まりに伴い、町会・自治会をはじめとした地域コミュニティの力が注目されている。 一方で、町会・自治会は、加入率の低下や後継者不足といった問題が顕在化しており、若年層や現役世代が町会活動に興味を持ってもらうためには、情報発信の強化や回覧版の電子化など町会活動にデジタルの力を活用した新たな仕組みを取り込んでいく必要がある。 そのために区では、高齢化が進みデジタル化が難しい町会や、意気込みはあるがどこから手を付けて良いかわからない町会に対して、伴走型の支援を実施することで、丁寧にかつ時間をかけ、将来的には町会が自主的に運営できるようサポートしていく。 さらに、これからの町会活動の在り方に危機感を持つ次世代の役員が中心となって、町会組織を持続可能な組織に転換していくよう、LINE WORKS を活用したプラットフォームを立ち上げ、町会間の交流や情報交換を活発化していく。 2. 内容 ・ 町会活動のデジタル化を区及び委託業者と共に伴走支援 ・ LINE WORKS を活用した次世代役員間のプラットフォームの立ち上げ 3. 対象 ・ 【伴走型支援】希望する町会 5 町会程度 ・ 【次世代支援】12 地区から各地区次世代役員 1 名ずつ募る	

事業費	1,492 万 5 千円	うち新拡分事業費	300万円
-----	--------------	----------	-------

事業名	朝と帰宅時の見守りの全校実施
セールスポイント	・ 子どもの朝の居場所づくりだけでなく、帰宅時の見送りもダブルで支援する。 ・ 働く保護者の「小1の壁」の負担を軽減し、仕事と子育ての両立を支援する。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など	昨今、小学校進学を機に子どもの預け先がなくなり、仕事と子育てが両立できなくなる、いわゆる「小1の壁」が全国的な課題となっている。本区でも、本年8月、学童クラブに通う児童の保護者を対象にアンケート調査を実施したところ、児童よりも早く保護者が出勤するため、登校時間まで児童ひとりで自宅で過ごしたり、早めに登校し校門が開くまで学校前で待つ児童が多いことがわかった。 こうした状況を踏まえ、令和7年1月より区立駒込小学校、清和小学校で試行実施を行っており、来年度は区立小学校22校(全ての小学校)で本格実施する。
2. 目的	働く保護者の「小1の壁」の負担を軽減し、仕事と子育ての両立を支援する。
3. 内容	以下の事業について、区立小学校22校で、令和7年4月10日(木)(入学式翌日)から実施する。 ・ おはようクラス(朝の預かり) 平日7時45分から登校時間まで、学校用務員が子どもスキップまたは指定の教室で児童を見守る (通年実施) ・ おかえりサポート(帰宅時の見送り) 平日16時～18時の間、児童を方向別に分け、シルバー人材センター会員が暗い道や交通量の多い道を安全が確認できる地点までピストンで見送る (新年度当初時期及び夕方暗くなるのが早い秋・冬を中心に実施)
4. 対象	・ おはようクラス(朝の預かり) 当該小学校に通う新小学1年生で、学童クラブ登録者かつ長期休暇中の早朝利用を申請している児童 ・ 帰宅時の見送り 主に学童クラブ登録者(学年は問わない)

事業費	1,925万3千円	うち新拡分事業費	1,925万3千円
-----	-----------	----------	-----------

事業名	不登校対策の強化
-----	----------

セールスポイント	・ 西池袋中学校に「チャレンジクラス(登校支援学級)スリジエ」を開設し、不登校生徒が学区を超えて通い、学び直し等「学校に行きたい、学びたい」気持ちを大切に支援する。 ・ 不登校対策支援員を配置し、教職員、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)等と連携し多面的に不登校対応を行う「校内教育支援センター」を全中学校に設置する。 ・ 「不登校対策スーパーバイザー」の職を新設し、学校や SSW への指導助言、研修会や講演会などを通して本区の不登校対策の充実を図る。
----------	---

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

増加する不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰へ向けた多方面からの支援が必要である。
特別な支援が必要な児童生徒の増加。

2. 目的

- ① 不登校対策支援員:「校内教育支援センター」の設置により、組織的・多面的な不登校支援を行う。
不登校対策支援員が、生徒一人ひとりの状況に応じ、学習及び自立支援を行うとともに、家庭訪問や電話連絡などの保護者対応を直接行うことにより、教員の負担を軽減する。
- ② チャレンジクラス:不登校及び不登校傾向の生徒がもつ、「新たな環境で学びたい」という生徒の主体性を大切に、安心できる環境の中で将来に向けた社会的自立を目指す。
- ③ 不登校対策スーパーバイザー:不登校対策について豊富な経験を持つ人材を登用し、研修会や学校訪問などで直接指導助言を行うことで、教職員の資質・能力の向上を図り、不登校傾向の児童生徒の学校復帰や社会的自立への支援を強化する。
- ④ 不登校対応巡回教員:不登校対応を専門とする都の正規教育である「不登校対応巡回教員」が全中学を巡回し校内別室での不登校対応について指導助言や生徒への学習指導を行う。
- ⑤ 特別支援教育:特別な配慮が必要な児童生徒の安全面の確保や生活習慣の指導を充実させる。

3. 対象と支援内容

- ① 【対象】 現在未配置の5校(巣鴨北中、西巣鴨中、千登世橋中、千川中、明豊中)
【支援内容】 不登校対策支援員や SSW、SC が連携することで、福祉的な支援や心理的支援など、不登校の生徒や家庭に対して組織的多面的な対応を行う。
- ② 【対象】 学校に通うことができない区立または区内在住(国立私立含む)の中学生
【支援内容】 少人数でゆとりある生活時程の中、正規教員の指導のもと、一人ひとりに応じた学習を行う。
- ③ 【対象】 学校 保護者 区職員
【支援内容】 不登校特例校での管理職経験者であるスーパーバイザーが全校を巡回し、教員や SSW 等への助言を行う。保護者を対象とした講演会や相談会等を実施する。
- ④ 【対象】 教員及び校内別室に通う生徒
【支援内容】 教員への不登校対応についての指導助言、生徒への学習指導を行う。
- ⑤ 【対象】 特別な支援を必要とする児童生徒(知的な遅れ、自閉症等の児童生徒が在籍する特別支援学級)
【支援内容】 特別支援教育指導員を4名、学級運営補助員を2名増員する。

事業費	6,581万円	うち新拡分事業費	5,211万8千円
-----	---------	----------	-----------

事業名	電子黒板の整備
セールスポイント	- 電子黒板機能を利用して、児童・生徒に対して指導者用デジタル教科書を使用して効果的に授業を実施する。 - デジタル教材と電子黒板の整備を一体的に進めることで、ICT 化により学習環境の充実を図る。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 令和2年度に GIGA スクール構想の実現に向けて小中学校の児童・生徒に一人一台タブレットPCの配付が完了し、ICTを活用した個別学習や協働学習の環境の整備が進んだ。教室のICT環境のうち大型提示装置については、平成 26 年度以降に学校改築等をきっかけに、電子黒板およびスクリーンの整備を開始。 改築等の予定がない学校は、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて大型モニターを整備した。今後は学習環境のDXの実現に向けて、デジタル教科書やデジタルドリルなどのデジタル教材の利活用を効果的に推進する必要がある。 2. 目的 協働学習における学習環境の底上げを行い、学校改築の有無によるICT環境の均質化を図る。 3. 内容 大型モニターにタッチパネル機能を追加することで、教職員のタブレットPCのホワイトボードアプリと組合せて電子黒板として利用するなど、クラウドサービスの利用を前提とした教室におけるデジタル教科書等のデジタル教材が効果的に活用できるようにする。 4. 対象 区立小・中学校に在籍する児童・生徒 11,941人(令和6年4月8日時点) 【内訳:小学校 9,211人、中学校 2,730人】	

事業費	2,150万 8 千円	うち新拡分事業費	2,150万 8 千円
------------	-------------	----------	-------------

事業名	中学校指導者用デジタル教科書導入
セールスポイント	- 教科書の内容をモニター等に表示しながら授業を実施することにより、生徒と教員が等しく教科書の内容を共有し、授業の理解度を深められる。 - 指導内容に沿った動画コンテンツも充実しており、視覚・聴覚をフルに活用した授業を実現することで、紙の教科書単独での学習よりも学習意欲の向上と学びの定着を期待できる。 - 教員が自身で工夫し、拡大するなど準備していた教材について、デジタル教科書で、拡大提示等ができるため、教材準備の時間を短縮することができ、教員の負担軽減につながる。

事業の内容
1. 事業実施に至った経緯、背景など 今年度、本区では区立小学校で指導者用デジタル教科書を3科目(算数・理科・英語)導入しており、高い学習効果を得ることができている。 区立中学校においては、令和7年度に教科用図書の改訂があり、教員が使用する紙の指導書も合わせて一斉に更新予定であるため、この改訂のタイミングに合わせ、より高い学習効果を得ることができる指導者用デジタル教科書を導入することとした。 2. 目的 指導者用デジタル教科書の活用により生徒と教員が視覚的に情報共有や、デジタルコンテンツやツールを用いた視覚、聴覚的なアプローチから生徒の理解を深め、学習効果の更なる向上を図ること。 教員が自分自身で拡大するなど授業で使用する教材の準備に時間を使っていたが、この指導者用デジタル教科書活用により、拡大提示も可能となるなど、教材準備の時間が短縮することとなり、教員の負担軽減につながる。 3. 内容 令和7年度より、全ての区立中学校に指導者用デジタル教科書(11教科)を導入する。 ※主要5教科(国語、数学、英語、社会、理科)及び美術、保健体育など6教科について、教科用図書改訂に伴い、デジタルの指導者用教科書を導入する。 4. 対象 全ての区立中学校(8校)

事業費	497万2千円	うち新拡分事業費	497万2千円
-----	---------	----------	---------

事業名	学校プール遮熱対策
セールスポイント	・ 夏期高温化が顕著となっている状況を踏まえたプールの遮熱対策を行う。 ・ 各校のプール施設に大型の遮熱シートによる日除け設備を設置し、熱中症の抑止を図る。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 夏期高温化が顕著となっている昨今、小・中学校の水泳授業に伴う熱中症のリスクが高まっており、高温化の影響により、授業が中止になるケースもある。このことを踏まえ、小・中学校の現場からも遮熱対策を求める意見が複数寄せられている。 令和6年豊島区議会第4回定例会において公表した「豊島区における学校プールの今後の方針」において、小・中学校のプールへの遮熱対策を検討することとした。 2. 目的 小・中学校プールの多くは屋外に設置されており、直射日光の影響を受けやすい構造となっていることから、遮熱シートによる日除け設備を設けることで、熱中症の抑止を図る。 3. 内容 プール施設に屋根を設けていない学校を対象に、日除けのための大型の遮熱シートを整備する。 改築の予定のない学校を優先して順次整備を進め、令和9年度までを目途に、全対象校への整備を完了する。 4. 対象 区立小中学校 10 校 ※ 改築の予定のない 14 校のうち、屋内プールの 1 校と、周辺住戸からの視線制御などを勘案し先行整備した 3 校を除く ※ 改築済や改築予定の学校についても、プール施設に屋根を設けていない学校については、並行して設置を進めていく	

事業費	347 万 1 千円	うち新拡分事業費	347 万 1 千円
------------	------------	----------	------------

事業名	千川中学校複合施設の整備
セールスポイント	・ 区立小中学校 30 校中、11校目の学校改築 ・ 西部子ども家庭支援センター、教育センターを含む複合施設として整備 ・ 学校施設と行政施設の複合化は区内初！ ※「学び舎びいす(仮校舎)」を含めると区内2か所目 ・ 資料展示スペースや学校図書館の一部の地域開放等、地域交流の場の整備 ・ 救援センターや防災備蓄倉庫の整備等、防災機能の強化

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など	千川中学校の改築に向け、令和2年度より学校関係者や地域住民等で構成される「考える会」を実施。当初は学校施設単体での改築を検討していたが、西部子ども家庭支援センターでは専門相談の増加による施設面積の拡張が課題となっており、また、教育センターでも年齢による相談先の変更や連携した相談体制の構築が課題で、切れ目のない支援方法を検討していた。 こうした背景から、学校改築にあわせて複合化するとともに、郷土資料の展示機能の整備や学校図書館の一部の地域開放についても検討しながら、令和4年度より設計に着手。令和7年3月には現校舎の解体作業が終了し、同年秋頃から建築工事に着手。開校は令和10年2学期予定。
2. 目的	千川中学校の改築により子どもたちの教育環境の更なる充実を図るとともに、子ども家庭支援センター、教育センターを含む複合施設として整備することで、利便性の向上と切れ目のない支援の実現を図る。 また、地域交流の場の整備や防災機能の強化により、地域住民にとっても開かれた施設とする。
3. 内容	令和10年9月の開校(開設)を目指し、令和7年秋頃に建築工事に着手予定。 なお、現在千川中学校は解体工事中であり、令和6年4月から学び舎びいす(仮校舎)を利用している。
4. 対象	千川中学校、西部子ども家庭支援センター、教育センター、地域住民等

事業費	2億 9,542 万1千円	うち新拡分事業費	2億 9,542 万1千円
-----	---------------	----------	---------------

事業名	朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校と総合体育場の整備
セールスポイント	・ 区内初の学校施設、体育施設の複合施設。 ・ 区内2か所目の校舎一体型小中連携校。 ・ 同一中学校ブロックの巣鴨小を含め、9年間を通した児童・生徒や教員同士の連携等により、小から中への円滑な接続・異学年との多様な交流・生活指導の徹底・教員の指導力向上等の実現を図る。 ・ 複合施設であることを活かし、相互利用等についても検討する。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 区東部地域における西巣鴨中学校ブロックでは、仮校舎地がなく学校改築計画が立たない状況が続いてきた。 また、朋有小学校はここ数年児童数が増加しており、現在、令和7年夏の完成を目指して校庭に仮設の校舎(別棟)を建設することで教室数の確保に努めているが、今後も再開発等により児童数の更なる増加が見込まれるため、将来的には教室数が足りなくなる恐れがあることから、抜本的な対応が必要となっている。さらに、総合体育場の管理棟や野球場も老朽化が進んでおり、施設全体として早急に対策を講じる必要がある。 上記課題の解決を図るため、令和6年の豊島区議会第2回定例会にて、新たな学校改築方針として「総合体育場を活用した学校改築」を示した。現在の総合体育場敷地に朋有小学校・西巣鴨中学校の校舎一体型小中連携校と総合体育場の管理棟及び屋内スポーツ施設の複合施設を建設し、施設の開設後、朋有小学校跡地に総合体育場を整備する。また、豊島区議会第4回定例会には連携校と屋内スポーツ施設の開校(開設)時期が令和16年2学期、総合体育場の開設時期が令和18年となることを公表した。	2. 目的 老朽化した校舎や総合体育場を改築することにより、児童・生徒の教育環境のより一層の向上や地域住民の日常的なスポーツ活動の促進等を図る。
3. 内容 令和7年4月から学校関係者やスポーツ関係者、地域住民等で構成される「考える会」を実施し、考える会における意見等を踏まえた提言書をもとに、新しい施設に係る基本構想・基本計画を策定する。令和8年度より基本構想・基本計画を基に設計を行い、令和12年度に連携校及び屋内スポーツ施設の工事着手、令和16年2学期に開校(開設)。令和17年に朋有小跡地に総合体育場を整備し、令和18年に開設する。	4. 対象 朋有小学校、西巣鴨中学校、地域住民等

事業費	4,100 万円	うち新拡分事業費	4,100 万円
------------	----------	----------	----------

事業名	駒込地域仮校舎の整備及び駒込中学校の改築
セールスポイント	・ 民間事業者から土地を賃借し、駒込地域3校の学校改築時に利用する仮校舎を整備する。 ・ 民間事業者からの土地賃貸借による仮校舎整備は豊島区初。23区でも例は少ない。 ・ リース方式により仮校舎を整備する。 ・ 駒込地域3校で最初の改築校である駒込中学校については、令和7年度から具体的な検討に着手する。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など	駒込地域には学校改築時に利用可能な仮校舎の適地がなかったが、民間事業者との協議により、駒込小学校の隣地(現 駒込フラット用地 公簿地積 3,437.22 m²)を令和7年度から20年間、定期借地権により賃借できることになった。 当該用地は駒込小学校のみならず、駒込中学校や仰高小学校の近傍にも位置していることから、駒込地域の学校改築が実現可能となる。令和6年度に駒込中学校、駒込小学校、仰高小学校の学校改築計画を公表し、駒込中学校から改築を開始することを決定した。
2. 目的	豊島区の小・中学校は敷地面積が小さく、改築工事の際、敷地内に仮校舎を設けることができないため、校地近傍の敷地外に仮校舎地を設ける必要がある。民間事業者から土地を賃借し、仮校舎を整備することで、駒込中学校から駒込地域の学校改築を進めていく。
3. 内容	駒込小学校隣地の賃料を支払うとともに、リース方式により学校改築の際に利用する仮校舎施設を令和10年度までに整備する。 仮校舎には小・中学校の教育課程で必要となる諸室や自校調理が可能な給食室を整備するほか、エレベータ設置などによりバリアフリー環境を整えるとともに、非常用発電やマンホールトイレなど防災拠点として必要となる諸機能も整備する予定。 令和7年度はリース契約を締結し、仮校舎の設計を進めるとともに、仮校舎敷地内の既存建物(駒込フラット)の解体工事を実施する。また、学校関係者や地域住民による「駒込中学校の建て替え等を考える会」を設置し、駒込中学校の改築を具体的に検討していく。
4. 対象	駒込中学校、駒込小学校、仰高小学校の学校改築 駒込中学校は令和11年度から、駒込小学校は令和16年度から、仰高小学校は令和21年度からの学校改築工事を計画している。

事業費	1億9,596万8千円	うち新拡分事業費	1億9,596万8千円
------------	-------------	-----------------	-------------

事業名	産後ケア事業の拡充
セールスポイント	- 産後の母子に対して助産師等が心身のケアや育児のサポート等を行い、子育てを支援 - 産後ケアが必要なすべての母子が利用できるようにショートステイ(宿泊)型とデイサービス(通所)型の利用可能者数を拡充するとともに、アウトリーチ(訪問)型を新たに開始

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 平成30年度からショートステイ(宿泊)型、令和6年度にデイサービス(通所)型の産後ケア事業を開始し、区内および近隣区の助産院・産科に委託して実施しており、利用者数は毎年増加しているが、利用者の状況に応じて多様な実施方法が求められている。 国は、支援を必要とする全ての方が利用できる事業であることを明確化するとともに、母子健康手帳に産後ケアの記録欄を追加したことから、誰もが利用できるサービスとして需要の増加が見込まれる。また、産後ケア事業を、子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に産後ケア事業の量の見込みと提供体制の確保を定めることとした。 2. 目的 育児に関する不安や負担感を軽減し、産後も安心して健やかな育児ができるよう支援する。 3. 内容 - 助産師等の専門職が常駐する産後ケア施設(産科病院・助産院等)および利用者の居宅において、産後の心身のケアと育児に対する指導やサポート等を行う。 - ショートステイ(宿泊)型の利用は4日、デイサービス(通所)型の利用は3日、アウトリーチ(訪問)型の利用は2日、あわせて9日の利用を可能とする。 - ショートステイ(宿泊)型は275人分から525人分に増加。デイサービス(通所)型は50人分から350人分に増加。アウトリーチ(訪問)型は令和7年度より新規開始し、525人分。 4. 対象 ショートステイ(宿泊)型とデイサービス(通所)型はおおむね生後4か月まで、 アウトリーチ(訪問)型は生後1年未満の母子1850組(出生数見込み)のうち、利用を希望する母子	

事業費	9,797万3千円	うち新拡分事業費	8,089万6千円
------------	-----------	-----------------	-----------

事業名	産後ドゥーラ利用助成の拡充
セールスポイント	- 産後ドゥーラ派遣対象を、現在の要支援家庭・ひとり親・多胎児の家庭から全世帯に拡充 - 妊娠期から産後6か月の全世帯を対象とし、特にケアが必要な期間のサポートを強化

事業の内容	
1. これまでの経緯	【産後ドゥーラ利用助成事業】 令和6年度より要支援家庭、ひとり親、多胎児の世帯で妊娠中から産後6か月の妊婦がいる世帯を対象に、育児支援ヘルパー事業の利用上限時間70時間のうち12時間を産後ドゥーラの派遣が行えるよう事業を拡充した。 妊娠期から産後6か月の妊婦は、心身の変化や子育ての悩みが起きやすく、特にケアが必要であることから、令和7年度から全世帯が利用できるよう検討を進めてきた。
2. 目的	妊娠期から産後6か月までの全世帯のうち、産後間もない期間の支援を強化することで、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため
3. 内容	育児支援ヘルパー事業の利用上限時間70時間のうち12時間を産後ドゥーラの派遣が行えるよう事業を拡充
4. 対象	区在住で、妊娠期から産後6か月の妊婦がいる全世帯のうちドゥーラの支援を必要とする世帯

事業費	1,005万5千円	うち新拡分事業費	257万9千円
-----	-----------	----------	---------

事業名	保育園の連絡手段のオンライン化 
セールスポイント	・ 園と保護者のコミュニケーションツールである連絡帳をオンライン化することによる保護者の利便性向上 ・ 保育士の負担軽減、こどもたちと向き合う時間の充実

事業の内容
1. 背景 区立保育園では利便性向上のため令和3年度から ICT システム導入を開始し、導入園、使用機能を段階的に拡大してきた。令和7年度より既存システムを活用し、連絡帳機能の電子化を行う。また、保護者会のオンライン化も併行して検討・実施していく。 2. 目的 園と保護者との連絡帳をアプリ上で行うことで、保護者の利便性の向上を図る。 また、保育士も連絡帳をシステム内で入力し業務の効率化を図ることにより負担を軽減し、さらなる保育の質向上を図る。 3. 内容 区立保育園の保育業務支援システムにおいて、システム内の連絡帳機能を活用する。 保育士が効率的に入力・確認を行えるよう、タブレットを追加する。 4. 対象 区立保育園 全16園のうち、ICT 導入済の15園 (令和7年度に新規 ICT 導入予定の2園を含む。巣鴨第一保育園については園舎の改築に合わせ今後導入予定。) 5. これまでの経緯 以下の機能は段階的に導入済 登降園管理・出席簿・保育日誌・お知らせ・健康診断健診結果・身体検査結果・行事予定・アンケート等

事業費	135万円	うち新拡分事業費	135万円
-----	-------	----------	-------

事業名	子ども・若者の居場所づくり		
セールスポイント	(1)子どもの居場所 - 子どもへの食事の提供や学習支援、遊びなどの体験を提供する居場所を確保する。 (2)若者の居場所 - 改修経費補助と賃料を無償とすることで支援団体の負担が軽減し、継続的な運営が可能。 - まちづくりを進める UR 都市機構と連携することで居場所事業の拡大が可能となり、さらには地域のにぎわい創出にも寄与。		
事業の内容			
1. 事業実施に至った経緯、背景など (1)子どもの居場所 令和5年12月22日に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定された。 区内の子どもの居場所の状況は、地域の子どもが利用できる、子ども食堂や無料の学習支援などがある。支援が必要な子どもの居場所となっているところも多く、運営している大人の子どもへの見守りが期待されている。こうした中で区と連携し、支援や見守りなどの寄り添った支援を行う居場所が必要となっている。 (2)若者の居場所 近年、家庭や学校、職場といった生活の中で自分の居場所を見出せないと悩む子どもや若者が増加しており、安心して過ごせる居場所の必要性が一層高まっていることから、新たに若者の居場所を創出する。 2. 目的 (1)子どもの居場所を確保し、支援が必要な子どもへの見守りの場を確保する。 (2)不安を抱えながらも自分の感性に合う、安心できる居場所を見つけられない 10 代、20 代の若年層が気軽に立ち寄り、相談やつながりを作ることができる居場所を提供することで、孤独・孤立の解消および予防を図る。 また、若者の居場所を創出し、困難を抱えた若者に自立や社会参画に向けた安定的で継続した支援を実施するほか、遊休地等の活用により周辺地域の賑わいを創出し、区の魅力を高め、持続的な発展を目指す。 3. 内容 (1)区内で居場所事業を実施している団体の活動に対し補助金を支給し、運営の支援を行う。 (2)まちづくりで本区と連携しているUR都市機構が保有する土地・建物を区が無償で借り受け、若者支援団体に無償転貸する。居場所を運営する若者支援団体に対し賃料は無償とし、改修経費を補助、保険料を区が負担する。 4. 対象 (1)食事の提供、学習や遊びの体験を提供し子どもの居場所を運営する団体。区と連携し支援対象児童等の支援が必要な子どもの支援、見守りを行う団体 (2)若者支援団体			
事業費	663 万3千円	うち新拡分事業費	663 万3千円

事業名	児童養護施設等の誘致
セールスポイント	・ 区立児童相談所の開設に続き、区内における社会的養育の実施体制を整備 ・ 里親と里親委託児童への支援や子育て支援機能を備えた多機能型児童養護施設を想定 ・ 子どものケアの専門性を有し、創意工夫を活かした施設整備と運営が可能な法人の誘致に向け、令和7年度より調査・検討を開始

事業の内容	
1. 経緯、背景 (1) 区立児童相談所の開設、「社会的養育推進計画」の策定 ○ 令和5年2月に開設。家庭養育支援から代替養育及び自立支援まで、一貫した取り組みが求められている。 ○ 令和6年度の「社会的養育推進計画」の策定(児童福祉審議会に諮問)にあたり、これまで課題としてきた区内における児童養護施設等の在り方を明らかにすることとした。 (2) 現在の課題 ① 施設養護の必要性を有する子どもへの対応 児童相談所が措置した区の子どもの99%が区外に居住。うち7割が児童養護施設。区内に児童養護施設が所在しないため、区内で暮らすことが望ましい子どもも区外で生活。転校に伴う心身への影響などが懸念される。 ② 里親・里親委託児童への支援強化 里親委託の推進のため、令和6年4月施行の改正児童福祉法では「里親支援センター」の設置による包括的支援が求められている。 ③ 一時保護所における子どもの権利保障 一時保護所では学齢児の定員超過傾向が続いており、区内での一時保護受入れ先の確保が課題となっている。 ④ 家庭養育への支援強化 ショートステイ事業の需要が大幅に増加(一般家庭利用日数は5年で2.7倍、要支援家庭は1.8倍)。また、最も利用の多い委託先(児童養護施設)には、区内から約1時間程度かかり、利用者の移動負担が大きい。 2. 目的 区内における社会的養育の推進環境の整備(施設養護ニーズへの対応と里親による家庭養護推進の両立) 3. 内容 里親及び里親委託児童への支援と、区内の施設養護や家庭支援ニーズに対応可能な、多機能型児童養護施設の誘致に向け、令和7年度から施設内容の具体化等に向けた調査を開始する。 4. 対象 児童相談所が関わる子どもとその家庭、里親、全ての子育て家庭	

事業費	92万2千円	うち新拡分事業費	92万2千円
-----	--------	----------	--------

事業名	多世代近居・同居のための費用等助成
セールスポイント	・ 親子で支え合いながら子育てできる環境の整備 ・ 区内在住の親元へ転入・転居する子世帯に対し、初期費用の一部を助成 ・ 子育て世帯の定住促進、高齢者の孤立防止

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など	区では、18 歳以下の子どもがいる子育て世帯の転出のうち、子どもが学齢期に達するまでの転出が6割を占めており、子育て世帯の定住促進の必要性が指摘されている。一方で、高齢者人口における一人暮らしの割合は全国で最も高く、高齢者の孤立防止が課題とされている。 これらの課題への対応が求められる中、令和6年3月改定の住宅マスタープランにおいて、「子育て世帯の定住支援」を住宅施策として掲げ、親子で支え合いながら子育てできる環境を整備し、子育て世帯が親世帯と近居・同居する場合の住み替え支援制度の検討を行う方針となった。
2. 目的	子育て世帯の区内への定住促進を図り、子育てしやすい住環境の整備および多世代の共助を推進する。
3. 内容	区内在住の親世帯と同居・近居するために転入・転居する子世帯に対し、転入・転居にかかる初期費用の一部(引越し代等、上限20万円)を助成する。
4. 対象	・ 対象世帯:区内在住の親世帯と同居・近居するために転入・転居する子世帯。 子世帯は、義務教育修了前の子を養育する世帯とする。 ・ 対象住宅:民間賃貸住宅および私宅(新たに建築・購入する住宅、親所有の住宅)。 ・ 対象費用:引越し代、(賃貸の場合)礼金、(購入の場合)登記費用・住宅ローン事務手数料、 (改修の場合)工事に要した費用。

事業費	600 万円	うち新拡分事業費	600 万円
-----	--------	----------	--------

事業名	子育てファミリー世帯家賃助成の拡充
セールスポイント	子育て世帯のより良い住環境への誘導と定住支援のため、家賃助成制度の内容を見直し ・ 月額助成額の増額 ・ 所得要件の緩和、および月額家賃上限額の引き上げ ・ 区内に引き続き 1 年以上居住の世帯の転居が対象だが、多世代近居・同居支援事業(住宅課新規事業)利用の区外からの転入の場合は当事業の要件に合致すれば対象とする

事業の内容													
1. これまでの経緯	これまで対象となる子育てファミリー世帯が転居した場合に家賃助成を行ってきた。助成期間4年目から家賃助成金額が半額になることから、その時点で区外へ転居する世帯が少なからずいた。また、対象世帯の拡大を図るため、現行の所得の上限額や月額家賃上限額を引き上げる。												
2. 目的	子育て世帯の家賃を一定期間助成することにより、より良い居住環境へ誘導し、区内への定住率の向上を図る。												
3. 内容	月額助成額の増額と資格要件の拡大 <table border="0"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助 成 額:3年目まで 25,000 円/月 4年目～ 12,500 円/月</td><td>→ 30,000 円/月(上限)(助成期間中定額)</td></tr> <tr> <td>所得要件:268,000 円/月</td><td>→ 338,000 円/月</td></tr> <tr> <td>家賃上限:150,000 円/月</td><td>→ 170,000 円/月</td></tr> <tr> <td>助成期間:5 年間もしくは子どもが15歳に達した年度末(どちらか早い方)</td><td></td></tr> <tr> <td>国籍要件の撤廃</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※ 令和7年度は新規30件募集。30件を超える申し込みがあった場合は抽選	改正前	改正後	助 成 額:3年目まで 25,000 円/月 4年目～ 12,500 円/月	→ 30,000 円/月(上限)(助成期間中定額)	所得要件:268,000 円/月	→ 338,000 円/月	家賃上限:150,000 円/月	→ 170,000 円/月	助成期間:5 年間もしくは子どもが15歳に達した年度末(どちらか早い方)		国籍要件の撤廃	
改正前	改正後												
助 成 額:3年目まで 25,000 円/月 4年目～ 12,500 円/月	→ 30,000 円/月(上限)(助成期間中定額)												
所得要件:268,000 円/月	→ 338,000 円/月												
家賃上限:150,000 円/月	→ 170,000 円/月												
助成期間:5 年間もしくは子どもが15歳に達した年度末(どちらか早い方)													
国籍要件の撤廃													
4. 対象	・ 区内に引き続き 1 年以上居住し、扶養している 15 歳以下の子どもがいる転居した世帯 - または “多世代近居・同居支援事業” を利用して区外から転入した世帯(要件に合致した世帯)												

事業費	4,596万7千円	うち新拡分事業費	137万5千円
-----	-----------	----------	---------

事業名	区営住宅等の再整備
セールスポイント	・ 老朽化した区営住宅を建替え、単身世帯用を含む住戸数を増やし、子育てやバリアフリーなど現行水準に適合した住戸を整備 ・ 建替え後の住宅へは、ファミリー世帯や借り上げ福祉住宅の入居者などの転入居を進め、多様な世代や世帯の方の交流機会を創出する

事業の内容
1. 事業実施に至った経緯、背景など (1) 区営住宅の現状と課題 ○ 昭和 50 年代に建設された住宅は老朽化が進んでいることに加え、多くの区営住宅は、子どもの安全確保や家事のしやすさなどに配慮されておらず、入居者や応募者の高齢者割合が高いにもかかわらず高齢者対応の設備が未整備であるなど、子育てやバリアフリー、環境性能に配慮した住戸になっていない。 ○ 世帯用住戸の3割に単身者が住み続けている。また、今後さらに増加が見込まれる単身高齢者や困難を抱える若者などの単身者が入居できる住戸が必要である。 ○ 入居者の高齢化などにより区営住宅の自治会機能が低下し、同一団地内外のコミュニティの希薄化が見られる。 (2) 福祉住宅の現状と課題 ○ 福祉住宅(つつじ苑)は、借り上げをしている住宅の経費負担により事業収支が赤字となっており、財政負担の軽減を図っていく必要がある。 ○ 福祉住宅は高齢者に特化した住宅であるため、若い世代などとの交流機会が少ない。 2. 目的 区営住宅等の更新コストの削減と安定した住戸供給を図るとともに、建替え後の新たな区営住宅に従前の福祉住宅の居住者を含む多様な世代や世帯の方の入居を進め、交流機会を創出する。 3. 内容 ○ 区営住宅の建替えにより、単身世帯用を含む住戸数の増加を図り、子育てやバリアフリーなど現行水準に適合した住戸を整備し、多様な世帯構成に対応する区営住宅を供給するとともに、これまでの借り上げ福祉住宅に代わる福祉サービスを併せて提供できるよう、新たな公営住宅を再整備する。 ○ 全ての入居者が移転した従前の借り上げ福祉住宅は、賃貸人へ返還し、民間の住宅確保要配慮者向け住宅への移行を推奨する。 4. 対象 建替区営住宅:千早四丁目アパート2号棟(15戸)、千川二丁目アパート(15戸)、要町三丁目アパート(15戸) 返還する借り上げ福祉住宅:調整中(3団地予定)

事業名	池袋保健所の本移転
セールスポイント	・ 地下通路で地下鉄駅および区役所本庁舎とつながることによる利便性の向上 ・ 災害時の医療救護活動の拠点として医療対策本部設置を想定した機能整備 ・ 健康センター機能を整備し、健康づくりを支援する拠点を創出

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 池袋保健所は、旧池袋保健所(東池袋1-20-9)の老朽化により大規模改修や移転を含めた検討を重ねた結果、令和元年10月に造幣局跡地(東池袋4-42-16)へ仮移転し、その後、南池袋二丁目 C 地区再開発事業ビルへ本移転する、二段階移転に至った。 2. 目的 本庁舎と近接かつ駅直結となることで利便性を高め、健康危機管理対策として災害時の医療救護活動の拠点機能、および健康づくりを支援する健康センター機能を整備し、区民の命と健康を守る公衆衛生の拠点として充実、強化を図る。 3. 内容 令和8年3月に竣工予定の南池袋二丁目 C 地区再開発事業ビルに本移転するにあたり保留床を購入し、新保健所を整備する。 4. スケジュール ※今後変更になる場合あり。 令和7年7月 財産価格審議会 令和7年9月 保留床購入 仮契約 令和7年第3回定例会 財産取得議決 保健所設置条例一部改正 令和8年3月 竣工、引渡し 令和8年5月 開設	

事業費	65 億1,485万4千円	うち新拡分事業費	65 億1,485万4千円
------------	---------------	----------	---------------

事業名	在宅医療・介護連携の推進
セールスポイント	・ 制度化される以前から三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)と連携して実施。 ・ ICT を活用した多職種連携による患者支援。 ・ 在宅医療相談窓口と在宅歯科相談窓口の設置運営による連携支援。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など (1) 国に先駆けた区での実施 区では、平成22年から在宅医療連携推進会議を設置し、制度化される前から三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)を中心に在宅医療・介護連携に取り組んできた。令和元年には看護師会が設立されて、四師会のネットワークを活用した多職種連携を進めている。 (2) 国の動向 平成26年6月に介護保険法が改正され、平成27年度から区市町村が行う事業として、地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられた。平成29年度末までに全ての区市町村で同事業を実施することとなった。 2. 目的 在宅療養を希望する区民が、住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けることができるようにする 3. 内容 (1) 区では、①医療・介護従事者を中心とした多職種連携の推進、②切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、③在宅医療・介護に関わる従事者の能力向上、④在宅医療の理解促進に向けた普及啓発、の4つを取り組み方針としている。 (2) 主な取り組みは、以下の事業である。 ① 在宅医療相談窓口、歯科相談窓口の設置運営 ② 多職種ネットワークの構築 ③ 急変時における後方支援病床の確保 4. 対象 在宅医療を現在もしくは将来的に必要とする区民、その家族及び地域医療・介護従事者	

事業費	1,091万8千円	うち新拡分事業費	—
------------	-----------	----------	---

事業名	高齢者の服薬相談及び残薬整理相談
セールスポイント	複数の処方薬を服用している高齢者などに対して、服薬過剰の回避、残薬整理、健康維持・増進を図るとともに医療費の適正化を図る。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 平成31年度より「高齢者服薬情報提供事業に伴うお薬相談及び残薬整理相談事業」を実施してきたが、既存事業の内容は、複数の処方薬を服用している高齢者などに対し、「服薬情報のお知らせ」を送付し、薬局にて希望者の相談を受けるものだった。 今回、新たに事業の見直しを行い、希望者が相談しやすく、より効果的な事業へとリニューアルを行う。 2. 目的 区民のポリファーマシー※を解消し、健康維持・増進を図るとともに医療費の適正化を行う。 ※ポリファーマシーとは… (単に服用する薬剤数が多いことなく、)多剤服用の中でも害をなすもの。 3. 内容 相談メニューを充実させ、薬局での相談の他に、新たに訪問相談や電話相談を実施する。 対象は、複数の処方薬を服用している高齢者など。	

事業費	398万2千円	うち新拡分事業費	398万2千円
-----	---------	----------	---------

事業名	おたふくかぜワクチン2回目任意予防接種一部助成
セールスポイント	小学校就学前 1 年間の幼児を対象とした、おたふくかぜワクチン2回目接種費用の半額程度(3,000 円)の助成を行う。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など ・ おたふくかぜワクチンの任意予防接種費用について、平成24年度より一部助成を開始し、平成28年度より全額助成開始(助成は一人 1 回まで)した。対象者は 1 歳から 3 歳に至るまでの幼児。 ・ 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において定期接種化が検討されているが、副反応の無菌性髄膜炎の発生頻度(0.03~0.06%)が問題とされ現在も任意接種である。 ・ 日本小児科学会は、1歳と小学校就学前1年間の計2回の接種を推奨している。 2. 目的 おたふくかぜの予防促進及び区民の費用負担軽減 3. 内容 おたふくかぜワクチン任意接種について、2回目接種費用の半額程度(3,000 円)を助成する。 ※ 助成額内訳 (区 1,500 円、都 1,500 円) 4. 対象 おたふくかぜ2回目接種を希望する小学校就学前 1 年間の幼児	

事業費	1,948万2千円	うち新拡分事業費	593万1千円
------------	-----------	----------	---------

事業名	小児インフルエンザ任意予防接種一部助成
セールスポイント	インフルエンザ予防接種における子育て世帯の費用負担軽減のため、令和6年度から実施している小児インフルエンザ任意接種について、10～1 月接種分の一部助成を令和7年度も継続する。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など	・ 小児のインフルエンザ予防接種は任意予防接種のため、令和5年度まで費用の全額(*)を区民が負担していた。(* 中学3年生で就学援助対象児のみ学務課での助成有り) ・ 令和6年度より、小児のインフルエンザ任意予防接種について10～1月の接種費用の一部助成を実施。(同年、東京都補助事業開始)
2. 目的	小児のインフルエンザ予防の促進及び区民の費用負担軽減
3. 内容	10～1月に実施する下記任意接種に対して、1回あたり2,000円の助成を行う ・ 生後6か月～13歳未満 2回接種 ※1回あたり、都補助1,000円／区補助1,000円 ・ 13歳～中学3年生 1回接種 ※1回あたり、区補助2,000円
4. 対象	生後6か月から中学3年生の小児

事業費	5,678万9千円	うち新拡分事業費	5,678万9千円
-----	-----------	----------	-----------

事業名	带状疱疹ワクチン任意予防接種一部助成
セールスポイント	令和5年6月より50歳以上の方を対象として带状疱疹ワクチン任意予防接種の助成制度を行ってきたが、令和7年度も継続実施をする。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など ・ 带状疱疹は80歳までに3人に1人がかかり、強い痛みなどを伴うことから、ワクチン接種の需要が高い。 ・ 令和5年度より、都の補助事業の対象となり、23区全てで補助制度を実施。 ・ 豊島区では令和5年度6月から自己負担額の半額程度を助成する制度を開始 ・ 令和7年度から65歳以上の高齢者を対象とした定期接種が予定されている。	
2. 目的 带状疱疹の予防及び区民の接種費用負担軽減	
3. 内容 接種費用の概ね半額程度を助成する。	
生ワクチン(乾燥弱毒生水痘ワクチン)	5,000円×1回の助成 ※1回あたり、都補助2,500円／区補助2,500円
不活化ワクチン(乾燥組換え带状疱疹ワクチン)	11,000円×2回の助成 ※1回あたり、都補助5,500円／区補助5,500円
4. 対象 区に住民登録のある50歳以上で、带状疱疹ワクチン定期接種(※)の対象外で豊島区の助成を初めて受ける方 ※【带状疱疹ワクチン定期接種の対象者】 ・ 65歳の方 ・ 60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省で定める者 ・ 65歳を超える方については、5年間の経過措置として5歳年齢ごと(70、75、80、85、90、95、100歳)も対象者とする。 また、定期接種の開始初年度は100歳以上の方を全員対象者とする	

事業費	6,158万円	うち新拡分事業費	1,826万3千円
------------	---------	-----------------	-----------

事業名	新型コロナウイルスワクチン定期予防接種助成
セールスポイント	・ 新型コロナウイルスワクチン定期接種の実施にあたり、対象者約6万人に予診票を送付し、23区内指定医療機関での接種を実施する。(接種期間は10月～3月) ・ 区民の接種費用負担軽減のための助成を行う。 (助成額:一般は自己負担額が3,500円となるよう助成予定、生保等は全額助成)

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など	新型コロナウイルスワクチン接種については、特例臨時接種(全額公費での接種)が令和5年度で終了し、令和6年度以降は予防接種法上の定期接種(B類疾病)として実施されることとなった。定期接種実施及び区民の費用負担軽減のための助成額を踏まえた予算を計上して事業を行う。
2. 目的	高齢者のコロナウイルス罹患時の重症化予防
3. 内容	新型コロナウイルスワクチン定期接種の対象者に対し、接種費用は1接種当たり15,600円程度と想定されているが、区の助成及び国の補助金(現時点で未定だが、令和6年度は8,300円/1回の助成)により、被接種者の自己負担額が3,500円になるよう助成を行う予定。 また、生活保護受給者及び中国残留邦人については、自己負担額の全額を助成する。
4. 対象	新型コロナウイルスワクチン定期接種の対象者 ・ 65歳以上の方 ・ 60歳～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

事業費	3億7,722万4千円	うち新拡分事業費	3億7,722万4千円
------------	-------------	-----------------	-------------

事業名	子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種延長対象者助成
セールスポイント	キャッチアップ接種期間中に接種を開始した、キャッチアップ対象者及び定期接種の最終学年である高校1年生相当(令和6年度時点)の女性について、国の決定により、R7年度まで、計3回の接種に際し、残りの回数の接種費用助成制度を延長することとなったため、接種費等を拡充する。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など	- 平成25年4月より子宮頸がんワクチン定期開始 - 平成25年6月から令和3年にかけて子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が差し控えられる - 令和4年4月より子宮頸がんワクチン定期接種の積極的勧奨再開 過去に接種の機会を逃したキャッチアップ接種対象者について、令和6年度末まで費用助成する制度を開始。 - キャッチアップ接種期間が令和4年4月1日から令和7年3月31日までであるところ、令和6年夏以降の需要の大幅な増大に伴うワクチンの限定出荷等の状況を踏まえ、期間中に接種を開始した者については令和7年度中での公費での3回の接種が可能となるよう経過措置が設けられる。
2. 目的	過去に接種の機会を逃したキャッチアップ接種対象者および定期接種の最終学年である高校1年生相当女性について、期間を1年延長して予防接種を実施することにより子宮頸がんの予防を促進する。
3. 内容	接種対象者に対し、全3回の接種のうち2回～3回目の接種を実施する。 使用するワクチンは以下のとおり(全額区で助成) - 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(商品名:シルガード®9)・・・単価 30,069 円 - 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(商品名:ガーダシル®)・・・単価 17,666 円 - 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(商品名:サーバリックス®)・・・単価 17,666 円
4. 対象	キャッチアップ接種期間(令和4年4月1日から令和7年3月31日)に接種を開始した、平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性

事業費	3,589万3千円	うち新拡分事業費	3,589万3千円
-----	-----------	----------	-----------

事業名	コワーキングスペース設置運営と区民の健康増進
セールスポイント	・ 現在不足している会議や打ち合わせスペースを確保することができる ・ としまエコミューゼタウン内の企業と連携することで、別場所に会議室等を賃貸するよりも効率的に、且つ、安価に運営することができる ・ 食堂は区の運営ではないが、株式会社タニタ食堂より健康志向の定食を提供してもらい、将来的には健康セミナー等の開催も視野に入れ、健康増進を図っていく。

事業の内容
1. 事業実施に至った経緯、背景など 令和6年に総務部で行った庁内アンケートにおいて、多かった意見のひとつに「会議や打ち合わせをするスペースが不足している」という回答があった。会議室の運用方法を見直し、今まで各部で占有していた部所有の会議室を開放するなど、調整・改善を試みてきたが、解決には至っていない。 そんな折、丸の内健康食堂を展開している株式会社タニタ食堂が、としまエコミューゼタウン2階の空き店舗に新規に店舗を構えることになり、コア時間以外の活用について区と協議した結果、コワーキングスペースとして運営することとなった。 運営開始時期は、令和7年7月ごろを検討している。 2. 目的 コワーキングスペースの運営により、会議や打ち合わせスペースを職員へ提供する。また、株式会社タニタ食堂が販売する定食については、職員だけでなく来庁した区民等も販売対象とする。 3. 内容 コア時間である 10 時～14 時(10 時～11 時を準備時間、11 時～14 時を営業時間)以外をコワーキングスペースとして区職員に開放する。 4. 対象 コワーキングスペースの提供は当面は職員を対象とする。 ただし、職員と一緒に打ち合わせする場合等、職員以外の関係者も利用する場合もある。

事業費	990 万円	うち新拡分事業費	990 万円
-----	--------	----------	--------

事業名	高校生相当までのスポーツ施設利用料の無料化
セールスポイント	・ 令和5年度実施の「区民による事業提案制度」の提案内容を受け、令和 6 年 7 月に開始した取り組みを令和 7 年度も継続して実施。 ・ 高校生相当(18 歳の年度末まで)の個人利用に係る利用料の無料化は 23 区初の取り組み。 ・ 身近な区立スポーツ施設での実施により、子どもたちが地域でスポーツに親しむことができる機会の充実を図る。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など ・ 子どもレター等において、身近な場所で気軽に運動することができるスポーツ環境を望む声が多い。 ・ コロナ禍の影響により、外出やスポーツ実施機会が減少したことによる子どもの体力低下の傾向が見られ、より身近にスポーツに親しむことができる機会の充実が求められる。 2. 目的 本事業の実施を通して、次世代を担う子どもたちの体力向上と健全な育成につながるスポーツ実施環境を整えることで、スポーツを通じて子どもたちの笑顔があふれるまちの実現を目指す。 3. 内容 区内在住児童(18 歳の年度末まで)が区内 7 か所の区立スポーツ施設で実施される卓球やバレーボール、体操などの個人公開事業を利用する際の利用料及び都度利用可能なプールやトレーニングルームなど個人利用に係る料金を無料化。 4. 対象 区内在住の児童(18 歳の年度末まで)	

事業費	500 万円	うち新拡分事業費	500 万円
-----	--------	----------	--------

事業名	スポーツ施設の無料開放(子どもの居場所・遊び場)
セールスポイント	- 令和5年度実施の「区民による事業提案制度」の提案内容を踏まえ、開放事業を継続実施。 - 身近なスポーツ施設を無料開放し、子どもたちのスポーツ体験・機会の充実を図る。 - 厳しい暑さを避けて子どもたちがスポーツできるよう、夏休み期間中は屋内施設を開放。

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

子どもレターにおいて、子どもたちが伸び伸びとスポーツを楽しむ場を望む声が多いことから、区民提案を受けて事業化した「スポーツ施設の一般開放(子どもの居場所・遊び場)」を引き続き実施する。

2. 目的

子どもたちの体力向上と健全育成を図るため、スポーツに親しむ機会と新しい居場所を創出する。

3. 内容

子どもの居場所・遊び場づくりの一環として、スポーツ施設の一般開放を実施する。

※スポーツ施設以外についても、今後拡大予定

(1)屋外施設:通年開放(夏季期間及び祝日除く)

施設名	室場	曜日	時間	備考
総合体育場	野球場	金	16 時～18時	令和6年度から継続
南長崎スポーツセンター	多目的広場	火・木	14時半～16時半	//

(2)屋内施設:夏季期間開放(7/21～8/31)

施設名	室場	曜日	時間	備考
豊島体育館	競技場	水・金(8/8 まで)	9時～12時	令和6年度から継続
巣鴨体育館	競技場	月・木(隔週)	9時～12時	//
雑司が谷体育館	競技場	火～木 (8/12～16除く)	9時～12時	//
南長崎スポーツセンター	競技場	火・木	9時～12時	//
池袋スポーツセンター	武道場	月・水 (8/12～16除く)	15時～17時	令和7年度新規実施

(3)その他実施施設:通年開放

施設名	室場	曜日	時間	備考
千早スポーツフィールド	運動場	金	15 時～17 時	第1、3週は子ども対象
南長崎スポーツセンター	多目的広場	水、第1土、第3日	9時～17時	午前中は小学生以下対象

4. 対象

小・中学生とその保護者

※体格差や運動能力等、利用者相互の安全性に配慮し、利用対象を小・中学生までとします。

事業費	165万3千円	うち新拡分事業費	165万3千円
-----	---------	----------	---------

事業名	としま文化の日の推進
セールスポイント	・「文化によるまちづくり」を次世代に継承するため、11月1日を「としま文化の日」として条例で定めている。 ・11月1日から7日を「としま文化推進期間」とし、集中的にイベントを開催。 ・区民、地域企業、「としま文化応援団(仮称)」と連携し、新基本計画の文化方針を実現。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など ・令和2年、文化によるまちづくりを推進するため、11月1日を「としま文化の日」として条例で制定し、11月1日から7日を「としま文化推進期間」と定め、地域全体で文化イベントを実施してきた。 ・令和6年度は東京都交響楽団のスペシャルコンサートをはじめ、区内企業・団体が協力する子ども向けワークショップ「としまっ子フェス」、ダンスやアーバンスポーツなど、若年層に向けた文化体験イベント「TOSHIMA STREET FES」を開催し好評を得た。 2. 目的 としま文化の日を通じて、「日常に文化芸術があふれるまち」を実現するため、民間企業や地域団体との連携を強化し、区民や来街者が文化芸術を体感できる場を提供する。 3. 内容 (以下、令和7年度予定) ・東京都交響楽団によるクラシックコンサートを開催し、幅広い世代が音楽を楽しむ機会を提供する。 ・子ども向けワークショップイベント『としまっ子フェス』を実施し、地域企業・団体やアーティストや『としま文化応援団(仮称)』の参加を検討。 ・『としま文化応援団(仮称)』は、としま未来文化財団の自主事業。区民等に参加を呼びかけて、子ども・若者の文化体験を応援していく制度(予定)。 ・若年層向けにダンスやアーバンスポーツを体験できる「TOSHIMA STREET FES 2025」を開催。 ・区民参加型イベントとして、地域のシビックプライドを醸成する企画を推進。 4. 対象 ・区民全般(子どもから高齢者、障がいのある方も含む) ・区外からの来街者	

事業費	400万円	うち新拡分事業費	400万円
------------	-------	----------	-------

事業名	音楽によるまちづくり推進(としまミュージックサークル)
セールスポイント	・ 区内の施設・公園・路上をステージに、官民連携による音楽パフォーマンスを展開。 ・ 未来を担う子どもたち向けの特別プログラム「(仮称)キッズミュージックデー」を新設。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 2. 目的 3. 内容 4. 対象	豊島区は「日常に文化芸術があふれるまち」の実現を目指し、音楽によるまちづくりを推進している。公園や公共空間において、誰もが音楽を身近に感じられる環境を整備することで、区内の文化的魅力を高め、にぎわいの創出を図る。本事業は、令和4年度から実施しており、令和7年度においてはさらに発展させ、子ども向けの特別プログラム「(仮称)キッズミュージックデー」を新設する。 ・ 音楽を身近に楽しめる環境の整備 ・ アーティストと区民の交流機会の創出 ・ 子どもたちが音楽に親しむ機会の提供 ・ 区内の施設・公園・路上等で認定アーティストによる音楽のバスキングショーを実施し、まちに音楽があふれる環境を整える。 ・ 開催期間:令和7年4月～11月(春・秋開催予定) ・ 会場:南池袋公園、イケ・サンパークほか ・ 特別開催:「(仮称)キッズミュージックデー」(日程は後日発表) ・ 現在、としま未来文化財団で企画中の「(仮称)としま文化応援団」のメンバーによる連動企画や、応援団が認定アーティストとして演奏に参加するなど、としまミュージックサークルへの参加を促す。 ・ 区内外のアーティスト ・ 区民・観光客など幅広い層

事業費	800万円	うち新拡分事業費	800万円
------------	-------	----------	-------

事業名	上池袋図書館の長寿命化改修
セールスポイント	・ 築後30年以上経過した建物、設備の老朽化、長寿命化に対応するための改修を行う。 ・ 改修を契機に、サービス、機能等も見直し、生涯学習の場として、また居場所、交流の場として、誰もがそれぞれのスタイルで快適に利用できる図書館とする。 ・ 鉄道をテーマとする図書館の特色を踏まえ、電車をモチーフとした設えや鉄道関連資料を充実する。

事業の内容
1. 施設現況 (1) 所在地・開館日 豊島区上池袋 2-45-15(平成5年1月28日竣工、同7月20日開館) (2) 構造・規模 鉄筋コンクリート造地下1階、地上2階、延床面積 1470.74 m²、敷地面積 1018.23 m² 2. 工事予定期間・休館予定期間 (1) 工事予定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日 ※令和8年6月頃リニューアルオープン (2) 休館予定期間 令和7年2月3日～令和8年5月下旬 休館中は臨時窓口を豊島清掃事務所の2階に設けて、予約資料の貸出などの一部業務を行う 3. 改修概要 (1) 築後30年以上経過した建物、設備の老朽化に対応することはもとより、座席の増設、ホールの拡充、3D プリンターなどデジタル機器によるものづくり体験ができるワークショップスペースの設置など機能等も見直し、訪れるたびに新しい何かと出会える図書館をめざす。 (2) 会話自由の「にぎわいのある図書スペース」、読書・学習中心の「落ち着いた図書スペース」に区分することで、子どもから高齢者まで、読書が苦手な人や読書に課題を抱えている人も含め、あらゆる人の生涯学習の場、また居場所、交流の場として気軽に利用できる図書館とする。 (3) 隣接の上池袋さくら公園とのつながりや図書館の開放感を高めるための整備を行う。館外には読書や催事が楽しめるテラスを設け、地域の憩いの場を創出する。また、旧国鉄電車区跡に設置され、現在も JR 車両基地に隣接する図書館の特色を生かし、鉄道をテーマにした蔵書や催事の充実、電車をモチーフとした設えを配置する。

事業費	13 億 2,744 万 4 千円	うち新拡分事業費	13 億 2,744 万 4 千円
-----	-------------------	----------	-------------------

事業名	千早図書館の改築
セールスポイント	・ 豊島区立図書館初の改築、設計事業者を公募プロポーザルで選定する。 ・ 改築を契機に、サービス、機能等も見直し、生涯学習の場として、また居場所、交流の場として、誰もがそれぞれのスタイルで快適に利用できる図書館とする。 ・ 西部地域の文化拠点として、隣接する千早地域文化創造館・千早二丁目公園との連携を踏まえた整備・運用を図る。

事業の内容	
1. 施設現況	(1) 所在地・開館日 豊島区千早 2-44-2(昭和46年6月1日開館 ※平成27年4月～9月耐震補強工事) (2) 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上2階、延床面積1142.61㎡、敷地面積 1036.02㎡
2. 工事予定期間・休館予定期間	(1) 工事予定期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日 ※令和10年4月頃リニューアルオープン (2) 休館予定期間 令和8年2月～令和10年3月末予定 休館中は代替施設(臨時窓口)で予約資料の貸出などの一部業務を行う。
3. 改築設計の進め方(現在設計中 ※設計期間:令和6年9月～令和8年3月)	(1) 区立図書館初の改築となる。建物、設備の老朽化に対応することはもとより、サービス、機能等も見直し、生涯学習の場として、また居場所、交流の場として、誰もがそれぞれのスタイルで快適に利用できる図書館とする。 (2) 公募プロポーザルにより、設計者を選定、利用者の意見、区民等のアイデアも踏まえた魅力的な図書館を計画する。 (3) 西部地域の文化拠点として、隣接の千早地域文化創造館、千早二丁目公園との連携を踏まえた整備・運用を図る。

事業費	1億5,797万1千円	うち新拡分事業費	1億5,797万1千円
-----	-------------	----------	-------------

事業名	区の魅力・活力の PR 推進
セールスポイント	・ 豊島区内外から「区の多様な魅力」に対し興味関心・共感を得るため、PR 効果の高い区の魅力情報を、首都圏・全国主要都市を生活圏としている、発信情報に関心の高い対象者に向けて、SNS(Instagram)を中心とした広告配信を実施する。 ・ 区内外からの需要を拡大し、まちのブランド価値向上を図る。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 本区のシティプロモーションは区内の魅力を区内外から「興味関心」「共感・愛着」へつなげる業務である。これまで、区のブランド PR のため、魅力情報発信の起点づくりを行ってきたが、PR 対象者に直接的に情緒に訴えかけるアプローチは乏しく、課題があった。 現在、区が「マンガ・アニメ・コスプレの聖地」として認識されつつあり、本区は日本全国だけでなく海外からも興味関心が集まりはじめており、今が PR を仕掛ける最大の機会である。 そのため、区の魅力を拡散するターゲット、エリアを拡大し、区への「興味関心」を、「共感・愛着」へとつなぎ、豊島区ユーザーを豊島区ファンへ導くような PR を強化していく必要がある。 2. 目的 「豊島区ならではの魅力(個性)」を区内だけでなく区外にも広く、SNS 広告を中心に情報発信を行い、まちの知名度を上げ、興味関心・共感を得ることで、区内外からの来街者を増やし、地域に賑わいを創出する。 3. 内容 ・ 令和7年度夏・秋2回に PR 効果の高い区の情報を首都圏・全国主要都市を対象に情報と親和性の高い対象者、エリアを選定、シティプロモーション Instagram にて効果的・効率的な広告配信を実施する。 ・ 広告の遷移先を、令和7年6月にリニューアルされる区の公式 HP「としまの魅力」ページとし、サイトへの新規訪問者・新規ファンの獲得を促す。 ・ 潜在する区の魅力を可視化し広告配信だけでなく、区SNS配信やメディアアプローチ等も活用した、区の魅力発信を推進する。 4. 対象 区内外(主に区外)	

事業費	944万円	うち新拡分事業費	944万円
------------	-------	----------	-------

事業名	あきんど 商人まつりへの補助
セールスポイント	・ 豊島区商店街連合会の中核事業として平成 11 年度より実施しており、商店街、区民や消費者との地域の連帯を育む場として、また、地域経済活性化に大きな役割を果たしている。 ・ 地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、地域共生社会の形成へとつながる。 ・ 交流都市の物産展には被災地を招きその復興に寄与している。

事業の内容
1. 事業実施に至った経緯、背景など ・ 商店街は、商いだけでなくまちの安心安全、環境、福祉など広範囲に渡って地域の人々を支えるコミュニティの中心である。 ・ 商店街の活性化と地域経済の活性化に必要なイベントであり、物価・人件費高騰の中でも引き続き開催するため、令和 5 年度補助金交付実績および令和 6 年度交付決定額と同額が必要である。 ・ 加えて、警備や高齢者や障がい者対応のスタッフ増員等、更なる安心安全対策のため、豊島区商店街連合会より令和 7 年度予算増額の要望があった。 2. 目的 区内の6地区で「商人まつり」を安心安全に開催し、商店街及び地域経済を活性化する。 3. 内容 区内6地区で開催する「商人まつり」に対する補助。 〔開催地区及び開催日程(予定)〕 池袋東口としま商人まつり:令和 6 年 4 月 29・30 日 すがも商人まつり:令和 6 年 6 月 8・9 日 池袋本町商人まつり:令和 6 年 10 月 13・14 日 大塚商人祭り:令和 6 年 10 月 26・27 日 椎名町としま商人まつり:令和 7 年 2 月 2 日予定 池袋西口としま商人まつり:令和 7 年 3 月 29・30 日予定 4. 対象 豊島区商店街連合会【商人まつり主催者】

事業費	2,145万円	うち新拡分事業費	632 万 7 千円
-----	---------	----------	------------

事業名	商店街プレミアム付地域商品券補助
セールスポイント	・ 商店街が企画・実施するプレミアム付商品券事業を補助し、商店街支援、区民生活支援、地域経済活性化に寄与する。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など	・ コロナの影響や物価高騰による消費低迷を受け、個人商店の経営は厳しさを増している。また、消費者も買い控え傾向が強いことから、消費を喚起しまちににぎわいをもたらす必要がある。 ・ 地域商品券は即時に売上増加等の効果が得られる。 ・ 令和6年度も好評を得ており、令和7年度豊島区商店街連合会の予算要望においても、商店街支援、区民の生活支援、地域経済活性化のため継続してプレミアム付地域商品券事業および補助実施の要望があった。
2. 目的	商店街支援、区民生活支援、地域経済活性化
3. 内容	令和3年度実績 11 事業(14 商店街)実施 補助金額 25,633 千円 令和4年度実績 18 事業(23 商店街)実施 補助金額 43,791 千円 令和5年度実施 16 事業(22商店街)実施 補助金額 41,265 千円 令和6年度実施(11月19日時点) 17事業(23商店街)実施 補助金額(見込) 44,083千円
4. 対象	区内の登録商店会が実施するプレミアム付商品券事業に対し補助する。 [補助対象経費] プレミアム相当分、ポイント相当分、事務経費(事業周知費、商品券印刷費等) [補助率] 10分の10 [補助限度額] 過去の実績と豊島区商店街連合会の意見を踏まえ、予算の範囲内で参加店舗数により設定

事業費	5,100万円	うち新拡分事業費	5,100 万円
-----	---------	----------	----------

事業名	商店街街路灯補修補助
セールスポイント	・ 各商店会が所有する商店街街路灯の補修費用の負担軽減。 ・ 活性事業補助金(東京都/区補助金)の対象となるデザイン変更・根巻補修・塗装以外の倒壊予防等の施工内容も補修対象。 ・ 都区の補助金申請時期を過ぎて発生した緊急補修に対する対応も可能。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など ① 街路灯設置から10年以上経過した商店街が多く、補修の時期を迎えている。 ② 街路灯の劣化は倒壊リスクのみならず、商店街のイメージダウンから集客にも影響が出るため、早急に対応する必要がある。 ③ 補助対象となる要件や申請時期が限定されているため、東京都/区の補助事業の利用も難しく、商店街が全額負担せざるを得ない厳しい状況。 ④ 他方、会員減少による収入減により活動運営資金に乏しい商店街も少なくなく、街路灯の建替はもとより補修費用の捻出も難しいため、支援を求める声が区や商店街連合会に以前より多く届いていた。 2. 目的 ・ 老朽化した街路灯の補修費用の補助により費用負担を軽減し活動運営資金に乏しい商店街を支援する。 ・ 経費負担が軽減され補修が進むことにより安心安全性やイメージ向上につながり、商店街の販売促進に寄与する。 3. 内容 補修経費の一部を商店街連合会が負担する。その実績に応じて区より商店街連合会へ補助金を交付することで支援する。 4. 対象 ・ 各商店会が所有する街路灯補修にかかる経費	

事業費	180 万円	うち新拡分事業費	180 万円
-----	--------	----------	--------

事業名	空き店舗活性支援
セールスポイント	・ 区内空き店舗を活用し開業を希望する者に対して、店舗整備費、賃借料の一部を補助。 ・ 地域事情に精通し、店舗設計等の知見をもつコーディネーターやビジネスサポートセンター専門相談員による伴走型支援を実施し、開店前後のサポートを実施。 ・ 地域に根差した店舗の育成、地域の活性化を目指す。

事業の内容
1. 事業実施に至った経緯、背景など ・ 令和5年度の区民提案制度により採択された事業である。(令和6年度より事業開始) ・ 令和6年度は3事業者を採択し、区があらかじめ指定した2名のコーディネーターを中心とした伴走型支援により、全ての事業者が開店し、営業を開始している。 ・ 採択時には、9事業者からの申込みがあるなど、ニーズが高い事業であると判断し、令和7年度も継続実施することを決めた。 2. 目的 地域課題である「空き店舗の解消」を図るとともに、地域に根差した店舗を育成し、商店街をはじめとする地域の活性化を目的としている。 3. 内容 (1) 開業者支援事業 補助件数:3件 ① 店舗整備費補助 補助限度額:200万円 補助率 2/3 ② 店舗賃借料補助 補助限度額:1年目(一般型5万円/商店街型7万円) 2年目(一般型3万円/商店街型5万円) 補助率 1/2 (2) コーディネーター設置事業 地域との顔つなぎができ、不動産や店舗設計、リノベーション等の知識や経験が豊富な者をコーディネーターとして、区が指定し、開業者の開店前から開店後まで一貫した伴走支援を実施する。 補助限度額:最大55万円 業務内容:開業準備、開店後に関する相談、地域イベント等の企画・監修・実施 等 4. 対象 (1) 開業者支援事業 区内の空き店舗を活用し、一般消費者に対して商品やサービスが常に提供可能な店舗を開業する者 (2) コーディネーター設置事業 開業者と地域の顔つなぎができ、不動産や店舗設計、リノベーション等の知識および経験の豊富な者

事業費	1,094万円	うち新拡分事業費	1,094万円
-----	---------	----------	---------

事業名	銭湯利用の促進
セールスポイント	・ 銭湯の季節湯の際に大人と同じ入浴料金である中高生が小学生料金で入浴できる。 ・ 入浴料金を割引くことで銭湯での入浴を経験したことがない若い世代に銭湯文化体験の機会を提供する。 ・ 楽しかった銭湯体験を将来大人になってからの来店につなげるきっかけづくりを狙う。

事業の内容
1. 事業実施に至った経緯、背景など 銭湯の入浴料金は 6 歳未満 100 円、6 歳以上 12 歳未満 200 円、12 歳以上 550 円である。 小学生 200 円が、中学生になると大人料金 550 円になることから、中高生が利用を躊躇する事象が認められる。 2. 目的 中高生の入浴にかかる負担軽減、銭湯文化体験機会の創出、将来の銭湯利用のきっかけづくりを目的とする。 3. 内容 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合豊島支部が、当該年度に定期的に実施する季節の旬の植物を浮かべた「季節湯」を利用した中高生の入浴料金を 1 人 1 回あたり 350 円割引し、小学生と同様の料金 200 円で利用できるようにする。また、割引を実施する季節湯は年間 4 回とし、同支部が定める。 区は同支部からの実績報告に基づき、入浴料割引相当額と事務経費を同支部に補助する。同支部は各銭湯に実績に応じて割引いた入浴料を配分する。 4. 対象 割引は 12 歳から 18 歳の区内在住・在学児童(中高生)を対象とし、同支部に属する区内銭湯 14 軒で実施予定である。 5. その他 詳細は、今後、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合豊島支部と協議する。

事業費	450万円	うち新拡分事業費	—
-----	-------	----------	---

事業名	中小企業支援
セールスポイント	- 区内企業の成長段階やニーズに応じ、あらゆる面から資金サポートを実施する。 - 補助金申請前にコーディネーターによる助言をパッケージとして提供することで、事業者がより効果的に補助金を活用できるようサポートする。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など - 以前の補助事業(見本市出展・ホームページ作成・専門家派遣)は、区内中小企業者の経営支援を目的に10年以上継続して実施してきたが、社会情勢の変化や事業者のニーズに適さない部分が生じてきたため、令和6年度より全面的にリニューアルを行った。 - 約200件の申請(令和7年1月末時点)があるなど、事業者のニーズが高いため、令和7年度も事業を継続する。 2. 目的 事業者個々の創業ステージや経営状況に応じて、適切な補助金を活用することで、事業活動の継続および発展を経済的に後押しする。 3. 内容・対象(今後、変更が生じる可能性あり) (1) 開業支援コース 補助限度額:20万円 補助率:2/3 対象者:創業直後～創業後5年未満 創業初期から創業後に必要な経費の一部を補助 【補助対象経費】 販路開拓・拡大経費、デジタル化推進経費(PC・タブレット経費可)、専門家活用経費 (2) 経営安定コース 補助限度額:15万円 補助率:1/2 対象者:区内の中小企業者全般 事業活動の継続および発展に必要な経費の一部を補助 【補助対象経費】 販路開拓・拡大経費、デジタル化推進経費(PC・タブレット経費不可)、専門家活用経費、人材育成経費 (3) コラボチャレンジコース 補助限度額:20万円 補助率:1/2 対象者:2社以上の事業者(グループ申請) 事業者同士のコラボレーションによる商品やサービスの開発に必要な経費の一部を補助 【補助対象経費】 企画経費(市場性の検証等)・開発経費(原材料および資材等の調達、試作品の設計・製造・改良・加工・分析等)・販売経費(広告宣伝・販売促進等)	

事業費	3,750万円	うち新拡分事業費	—
-----	---------	----------	---

事業名	民間事業者等による公衆喫煙所設置等への助成
セールスポイント	・ 民間施設内に公衆喫煙所を設置するとともに、本事業により設置した喫煙所の円滑な運営を図るため、所要費用を助成し、路上喫煙・受動喫煙の防止を推進する。 ・ 区営喫煙所と並行して、喫煙所整備を図る。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など ・ 従前から公衆喫煙設置の適地を検討してきたが、公道へ設置する場合、通行を妨げない幅員の確保や近隣へ漏れる煙の影響軽減といった課題があり、行政だけでは設置適地を探すことが困難な状態であった。このため民間の建物所有者・管理者の協力を得て喫煙所を整備する方策として、令和4年度に補助事業を開始。 ・ 補助対象は、令和4年度は喫煙所設置経費。同5年度は設置経費に加えて維持管理費を助成対象に追加。令和6年度は設置経費補助上限を前年度の2倍の800万円としている。 ・ 事業開始以来、東京都補助事業を活用して実施。 ・ 設置実績2件 令和4年度:1件(WACCA 池袋)、令和5年度:1件(ファミリーマート立教通り店) 令和6年度:1件設置予定 2. 目的 路上喫煙・受動喫煙を防止し、さわやかで魅力ある街づくりを推進するため、民間施設等を活用して、路上喫煙・受動喫煙防止を進め、まちの美化・健康増進を図る。 3. 内容 民間事業者等に対して、一般に利用可能な喫煙所の設置・維持管理に係る費用の助成を行う。 4. 対象 ・ 申請対象者 ① 区内の土地または建物を所有する者 ② 区内の土地または建物を使用する者 ・ 対象喫煙所 ① 屋内公衆喫煙所 ② 屋外公衆喫煙所(コンテナ型) ③ 屋外公衆喫煙所(パーテーション型)	

事業費	1,040万円	うち新拡分事業費	1,040万円
-----	---------	----------	---------

事業名	コンテナ型公衆喫煙所の整備
セールスポイント	・ 乗降客 217 万人/日(令和 4 年度)の池袋駅周辺に新たに公衆喫煙所を整備。 ・ 喫煙所設置により、路上喫煙ポイ捨てを抑制するとともに、喫煙ルールの徹底による屋外環境における受動喫煙軽減を図る。 ・ 空気清浄機を備えた閉鎖タイプのコンテナ型喫煙所を整備し、喫煙所周辺への副流煙拡散を抑制(既存の池袋駅前東口・北口喫煙所はパーテーション型)。

事業の内容
1. 事業実施に至った経緯、背景など ・ 令和2年4月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行され、屋内での喫煙が制限されたことにより、道路、公園など屋外の公共の場所や、駐車場などの私有地での喫煙が増加。 ・ 路上喫煙・ポイ捨てや受動喫煙の防止を目的に、区民や事業者と連携した各種啓発事業を実施してきたが、新宿駅や渋谷駅に比べ、喫煙所の数が少ないため、たばこに関する苦情が毎年 300 件以上寄せられる。従前、ポイ捨てに関する苦情が多かったが、昨年度は、路上喫煙による煙に関する苦情が100件寄せられている。 ・ 今年度、新たに策定する豊島区基本構想・基本計画策定に際し実施した、としま未来ミーティングにおいて、特に若い世代からも屋外における受動喫煙への対策の一環として喫煙所整備に関する声が多く寄せられた。喫煙所整備については、豊島区基本計画の他、環境基本計画にも明記している。 2. 目的 コンテナ型指定喫煙所の設置により、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる路上分煙を推進し、歩きたばこによる火傷の危険や、吸い殻のポイ捨て、受動喫煙による健康被害を防止する。 3. 内容 既存の喫煙所(池袋駅東口・北口)の 2 か所に加えて、新たに喫煙所を整備することにより、ポイ捨てによる美観悪化防止や副流煙による健康被害防止の観点からコンテナ型の喫煙所を整備する。 令和4年度から民間施設への助成による喫煙所整備を進めてきたが、令和7年度に区営として喫煙所を整備する。

事業費	1,736万9千円	うち新拡分事業費	1,736万9千円
-----	-----------	----------	-----------

事業名	小・中学校等における再生可能エネルギー電力の導入
セールスポイント	小・中学校等に供給されている電力を再生可能エネルギー電力に切り替えることによる再生可能エネルギー電力導入施設の増加

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景 - 平成 28 年度から、区有施設への再生可能エネルギー電力への切り替えを進めており、令和5年度の再生可能エネルギー電力の使用割合は、約 29.4%まで高めてきている。 - 地球温暖化対策実行計画が改定(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)され、2030 年度までに調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とすることが求められている。 - 令和4年7月に策定された「2050 としまゼロカーボン戦略」では、区有施設から排出される温室効果ガスを、2013 年度比で 2030 年度までに50%削減する目標を定めている。令和7年3月に改定される、「第四次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」では、2030 年度再生可能エネルギー電力の導入目標を、国の実行計画と同等の 60%とすることとしている。 - 切り替えの進んでいない区立小・中学校の再生可能エネルギーについては、令和 6 年度から 3 か年かけて切り替えを進める。これにより、再生可能エネルギー導入割合は52%となる。 2. 目的 ゼロカーボンシティの実現に向け、区の環境配慮率先行動の一環として温室効果ガス削減を推進するため、区有施設への再生可能エネルギー電力導入を進める。 3. 内容 小・中学校等の電力プランを再生可能エネルギープランに切り替える。 4. 対象 小・中学校等27施設(令和7年度は9施設導入予定。)	

事業費	2億6,933万円	うち新拡分事業費	—
------------	-----------	----------	---

事業名	エコ住宅・エコ事業者普及促進
セールスポイント	・ 住居・オフィスにおける太陽光発電・蓄電池システムなど環境負荷軽減を進めていただくため、一般家庭や事業者に対し関係設備の設置に係る経費を助成 ・ 令和6年度から予算総額を5年度比約2倍に増額。増額分予算についてもかなりの割合で執行する見込み(推計)。 ・ 対象メニュー数は23区6番目の多さ

事業の内容

1. これまでの経緯

- ・ SDGs未来都市選定、環境基本条例改正(2050年までに脱炭素の取組みを明記)、2050としませゼロカーボン戦略策定など、本区は、ゼロカーボンシティへの歩みを進めてきた。
- ・ 令和5年度には一般住宅の助成メニューに蓄電システムを加え、8種類に拡充。近年の夏場の高温等、異常気象などの影響で、環境への意識が更なる高まりを見せ、助成件数が大幅に増加した。
- ・ 令和6年度には、省エネ効果の高い設備等の導入を更に推し進めるため、設置費用に対する助成経費を拡充(前年度比約2倍)。
- ・ 新たに策定している本区「基本計画」並びに中間の見直しを行った「環境基本計画」において、本事業により施策を進めていく旨明記している。

2. 目的

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減を図るため、新エネルギー・省エネルギー機器等を設置する区民・中小規模事業者に対し設置費用の一部を助成する。

3. 内容

省エネルギー設備に関する経費の一部を助成する。

※ 助成経費は各品目別に設定

(太陽光発電システム、自然循環式太陽熱温水器、強制循環式ソーラーシステム、蓄電システム、雨水貯水槽、エネファーム、HEMS、断熱改修窓)

4. 対象

(エコ住宅)

省エネ機器等を購入設置する、区内に自ら居住または居住予定の個人、区内に賃貸集合住宅を所有または所有しようとする個人もしくは区内の分譲集合住宅の管理組合等

(エコ事業者)

省エネ診断に基づいて省エネ機器を導入する区内中小事業

事業費	3,272 万円	うち新拡分事業費	—
-----	----------	----------	---

事業名	環境教育・啓発
セールスポイント	・ 未来のゼロカーボンシティを担う子ども・若者を対象とした環境教育・啓発の推進。 ・ 環境包括連携協定企業と連携し区立学校における環境教育授業の実施。 ・ 環境行動力の向上に向け、子どもから大人までを対象にした体験型講座を実施。行動を後押しする情報発信やエコライフフェア等参加型イベントの実施による、区民・事業者の行動変容に繋がる施策を展開。

事業の内容	
1. これまでの経緯	・ 区では、区立小・中学校に環境教育支援プログラムを提供し、子どもたちに対する環境教育・啓発を実施してきた。また、区民や事業者に対し、環境情報誌や SNS、広報等で環境にやさしい行動変容を促す情報発信、体験型の講座、エコライフフェア等のイベントも実施している。 ・ 近年は、企業との連携による環境授業を実施。企業との環境包括連携協定締結による新たな施策の展開を協議している。 ・ 今後、大学の授業と連携した取組みや、高校生などにも参加・政策提案機会を提供するなど、様々な層を巻き込みながら展開していくことを想定。
2. 目的	子どもたちや区民・事業者に対し、広く環境意識の啓発を図る。
3. 内容	・ 環境教育支援プログラムの実施 【連携企業】 サントリー※、東京ガス※ 東京電力パワーグリッド、マテックス & LIXIL、パナソニック、西武造園 ※は環境包括連携協定企業 ・ 環境とリサイクルに関するポスターコンクール実施 ・ 環境情報誌「エコのわ」発行 ・ 「豊島の森」環境講座の実施 ・ としまエコライフフェアの実施
4. 対象	豊島区内の小中学生、区民及び事業者

事業費	416万4千円	うち新拡分事業費	—
-----	---------	----------	---

事業名	自治体間連携によるカーボン・オフセット事業、交流都市からの再生可能エネルギーの調達
セールスポイント	・ 森林環境譲与税を活用し、森林整備を実施。森林整備で得られる CO2 吸収量により、豊島区内で発生する CO2 排出量を埋め合わせる。 ・ 姉妹都市秩父市から再生可能エネルギーを購入し、区施設に導入する。

事業の内容
1. 事業実施に至った経緯、背景など ・ 姉妹都市である埼玉県秩父市と令和元年 7 月 10 日「豊島区と秩父市との森林整備の実施に関する協定」を締結し、令和 6 年 4 月 1 日に協定の更新を行った。 ・ 秩父市が出資している地域電力会社「秩父新電力」より、環境に配慮した電力を一部の区有施設において調達している。 ・ 交流都市である長野県箕輪町と令和 2 年 9 月 1 日に、長野県「森林(もり)の里親制度」に基づくカーボン・オフセットの協定(森林の里親協定)を締結した。 2. 目的 森林の保全及び地球温暖化対策の推進、自然体験を伴う環境交流事業を通じた自治体間交流の促進 3. 内容 ・ 森林環境譲与税を活用し、植樹、下草刈り、萌芽更新等の森林整備を実施する。 ・ 「としまの森」を活用したダイナミックな自然体験を含む、環境交流ツアーを実施 ・ 「秩父新電力」から、16 の区有施設において環境に配慮した電力の供給を受けている (一部施設には再生可能エネルギーを供給)。 4. 対象 森林整備区域 秩父市 0.39ha 箕輪町 0.75ha 環境交流ツアー 区内在住・在学・在勤者 約80名 【参考】 秩父新電力 設 立 平成30年4月 (秩父市・株式会社埼玉りそな銀行・株式会社武蔵野銀行が出資) 所在地 秩父市熊木町 9 番 5 号 秩父ビジネスプラザ

事業費	1,116 万 8 千円	うち新拡分事業費	—
-----	--------------	----------	---

事業名	池袋駅周辺まちづくり事業
セールスポイント	- 池袋駅西口再開発事業の都市計画決定を契機に、池袋駅と周辺まちづくりに取り組む。 - 池袋駅東口駅前の歩行者広場(クルドサック化)や池袋駅の東西を結ぶ「デッキ」の実現に向けた検討を推進

事業の内容
1. 事業実施に至った経緯、背景など - 池袋エリアでは、Hareza 池袋周辺でのまちづくりや公園のリニューアルなどで大きくまちづくりが進み、注目も受けてきた。 - 一方、中心である池袋駅は、鉄道事業者や隣接の商業施設など関係者も多く、人が駅からまちへ出ない「駅袋」と揶揄されるなど、再生が進まなかったが、2024 年 11 月の池袋駅西口再開発事業の都市計画決定を起爆剤に、駅再生への道が開けた。 2024 年 2 月策定の「池袋駅コア整備方針 2024」に沿い、西口再開発事業での西口駅前広場等の整備を誘導していくとともに、「東西自由通路(北デッキ)」や駅とまちを結ぶ「駅まち結節空間」の実現に向けた検討を進める。 - さらに、池袋駅東口では、環状 5 の 1 号線整備を契機に、駅前の通過交通を抑制し、歩行者空間を拡大し歩行者優先の駅前広場の整備(クルドサック化(※))に向けた検討を進める。 ※ 東口駅前明治通りの通過交通を遮断し、北側と南側に袋路状(クルドサック)の交通広場を設けるとともに、歩行者空間を拡大する計画 2. 目的 人中心のウォーカブルなまちの実現にあたり、駅とまちをつなぎ、駅の東西のつながりを強化し、駅から賑わいが広がる都市空間を実現する。 3. 内容 - 北デッキの実現に向けて、鉄道事業者や関係地権者等と連携し整備実現に向けた整備手法等の検討を進める。 - 池袋駅東口のクルドサック化の検討では、今後のグリーン大通りを含む歩行者広場全体の計画検討を踏まえ、新年度は、交通広場について、区として地下構造物など現状を鑑みたうえで、実現可能な整備計画案の作成に取り組む。 - 東口駅前街区において、街区再編まちづくりに向けた地権者による池袋駅東口地区まちづくり協議会に対して、検討の支援を行う。 4. 対象 池袋駅周辺を利用する区民及び来街者 【池袋駅利用者：R5鉄道駅乗降者数人 230万人】

事業費	4,027万9千円	うち新拡分事業費	3,543 万 6 千円
-----	-----------	----------	--------------

事業名	公園等の再構築
セールスポイント	・ 各公園の用途に特色をつけ、特徴のある公園づくりを目指すため「公園等再構築プラン(仮)」を策定し、魅力あふれる公園づくりを進める。 ・ 再構築プラン策定にあたっては、様々な世代の意見を幅広く伺う。

事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など	区立公園・児童遊園は合わせて165か所あり、そのうち小規模公園(1,000㎡以下)は106か所。 ⇒ 古い遊具が残ったまま、あまり利用されていない公園がある。 ⇒ ニーズの多様化が進み、思い思いに公園を利用しており、要望や苦情も多い。
2. 目的	地域ごとに特徴のある、魅力ある公園づくりを進める。 ⇒ 憩い・遊び・交流など、公園の用途に特色をつけ、目的に合わせて利用できる公園づくりを進める。
3. 内容	公園アドバイザーをお願いしている千葉大学の竹内智子准教授のご助言のもと、住民とみどりとの関わり合いを深める取組みなど、様々な事例をご紹介いただきながら、公園の再構築について検討を進める。 【プラン策定の流れ】 ① 3つのモデル地区で町会、公園利用者、各種団体などにヒアリングやSNSを通じて利用状況を把握する。 ② ヒアリング等で得られた課題や解決方法、公園の活用について、ワークショップでブラッシュアップ。 ③ ワークショップの成果をもとに、モデル地区の公園等再構築プラン(案)の策定を進める。 ④ 令和7年度1月以降に、モデル地区の再構築プランを策定し、公園改修と公園活用を推進する。 ⑤ モデル地区の再構築プランをもとに、全体の再構築プランを策定し、展開する。
4. 対象	対象地区…区内12地区のうち、次の3地区をモデル地区として検討を進める。 ① 巣鴨、西巣鴨地域 ② 高田地域 ③ 高松、要町、千川地域 対象者…子どもから大人まで、様々な世代から幅広く意見を伺う。

事業費	976万2千円	うち新拡分事業費	976万2千円
-----	---------	----------	---------

事業名	第三次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の策定
セールスポイント	(1) 昨今の道路交通法改正に即した交通安全対策の推進。 (2) スポットの短時間放置対策の推進。 (3) 駐輪場の老朽化や自転車の大型化対応。 (4) 自転車走行環境の整備。

事業の内容	
1. 経緯、背景など (1) 経緯 「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」は、自転車法に基づき、駐輪対策を総合的かつ計画的に推進するため定めた行政計画である。第一次計画(H18～H27年度)では、「自転車の安全利用」、「放置自転車対策」、「駐輪場整備の推進」を掲げ、第二次計画(H28～R7年度)では、新たに「自転車利活用の総合的な推進」を追記。 (2) 背景 ① 放置自転車の現状 これまで、地域団体や警察と連携した啓発活動、駐輪場整備を通じて、自転車の適正利用の促進に努めてきた。その結果、放置自転車は、H11のピーク時(14,668台)と比較して20分の1(R6・717台)まで減少したが、夕方から夜間にかけて、商業施設周辺のスポット的な短時間放置が見られ、新たな課題となっている。 ② 道路交通環境の変化 昨今、自転車は、大型化、電動化された電動アシスト自転車が主流となり、従来の軽快車と比較してタイヤ幅が太く、重量も重くなっている。さらに、電動キックボードやモペットなどの新たなモビリティの普及により、道路交通環境が大きく変化している。また、駐輪場は、施設の老朽化や電動アシスト自転車への対応が急務となっている。	2. 目的 「第三次総合計画(R8～R17)」では、新たな道路交通環境の変化を踏まえた交通安全、放置自転車及び駐輪場のあり方について、中長期的なビジョンを示す。 3. 内容 (1) 自転車の安全利用 (2) 放置自転車対策 (3) 駐輪場整備の推進 (4) 自転車利活用の推進 4つの柱を維持したうえで、新たな道路交通環境の変化の視点を盛り込み更新する。 4. 対象 区民、町会・商店会、道路管理者、警視庁、東京都、豊島区、鉄道事業者、公共施設・商業施設管理者

事業費	2,503万円	うち新拡分事業費	2,418万2千円
------------	---------	-----------------	-----------

事業名	LINE を活用したオンライン申請等プラットフォームの導入 
セールスポイント	・ LINE を活用し、必要な方に必要な情報をプッシュ型で配信。 ・ 届いたメッセージから、オンラインでダイレクトに必要な手続きや届け出を行うことが可能。

事業の内容
1. 事業実施に至った経緯、背景など 本区では行政手続きのオンライン化を拡大しているが、現在使用しているオンライン申請サービスは区 HP を介した利用が中心で、かつ利用者自身が申請したい内容を把握していることが前提となっている。 一方で、区政情報の中から自身に関連する情報だけを的確にプッシュ型で受け取りたいとのニーズが高まっているのに加え、今年度の区民による事業提案制度においても、自身の年齢や家族構成などから受けられる行政サービスが容易に検索でき、それら申請をオンラインで行える仕組みの提案が採択されている。 2. 目的 プッシュ型の情報配信により必要な情報を必要な方に的確に届けるとともに、24時間365日いつでもどこでもスマートフォンから申請できる環境を用意することで、手続きや届け出に係る利便性を向上させる。 3. 内容 LINE を活用したオンライン申請等のプラットフォームを導入し、利用者の希望や属性に応じた情報をプッシュ型で案内するとともに、必要な届け出や給付金等の申請がその案内からオンラインでダイレクトに行える環境を整備する。 4. スケジュール 令和7年4月～ 申請メニュー等の検討 令和7年夏頃～ 一部メニューの実装・運用試行 令和8年4月～ 本格展開

事業費	468万6千円	うち新拡分事業費	468万6千円
-----	---------	----------	---------

事業名	議会映像ライブ配信の拡大
セールスポイント	・ ライブ配信の委員会の範囲を拡大することにより、開かれた議会をさらに推進する。 ・ リアルタイムで視聴する機会の増加により、議会をより身近に感じ、区政への関心を高める。

事業の内容
1. これまでの経緯 ・ 平成20年の第3回定例会より本会議及び予算・決算特別委員会の録画中継を開始 ・ 平成27年の庁舎移転を機に、新たに、本会議及び予算・決算特別委員会のライブ中継および常任委員会、予算・決算以外の特別委員会及び議会運営委員会の録画中継を開始 ・ 議会改革検討会において、ライブ中継の拡大について検討しており、今期(令和5年5月～令和9年4月)は、前期での検討結果(中継映像システムの改修時期である令和7年度に常任委員会から優先的に導入を検討することを決定)を踏まえ協議し、ライブ中継の拡大について決定 2. 目的 議会活動の更なる情報公開を行うことにより、開かれた議会をさらに推進することで、区民に対して議会への理解の促進を図ることを目的とする。 3. 内容 現在使用している中継映像用のパソコンを Windows10 対応から Windows11 対応に入れ替えるのを機に、令和7年6月以降、4つの常任委員会(総務、区民厚生、都市整備、子ども文教)及び豊島副都心開発調査特別委員会のライブ中継を開始する。 4. 対象 区民および広く一般

事業費	638万6千円	うち新拡分事業費	317万6千円
-----	---------	----------	---------